

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	学部の設置								
フリガナ設置者	がっこうのじん いりょうのせいだいがく 学校法人 医療創生大学								
フリガナ大学の名称	いりょうのせいだいがく 医療創生大学 (Iryo Sosei University)								
大学本部の位置	福島県いわき市中央台飯野5丁目5番地1								
大学の目的	教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。								
新設学部等の目的	グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	国際看護学部 [Faculty of Global Nursing]	4	80	—	320	学士 (看護学) 【Bachelor of Nursing】	令和3年4月 1年次	千葉県柏市小青田 1丁目3番4	
	看護学科 [Department of Nursing]							同上	
計		80	—	320					
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	医療創生大学 国際看護学部 看護学科 [定員増] (80) (令和2年3月認可申請)								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	国際看護学部 看護学科	講義	演習	実験・実習	計	124 単位			
		47 科目	30 科目	13 科目	90 科目				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
			人	人	人	人	人	人	人
	新設分	国際看護学部 看護学科	15 (12)	8 (8)	3 (3)	3 (3)	29 (26)	0 (0)	12 (12)
		計	15 (12)	8 (8)	3 (3)	3 (3)	29 (26)	0 (0)	— (—)
	既設分	薬学部 薬学科	21 (21)	8 (8)	1 (1)	2 (2)	32 (32)	0 (0)	48 (48)
		看護学部 看護学科	12 (12)	4 (4)	7 (7)	7 (7)	30 (30)	5 (5)	44 (44)
		健康医療科学部 作業療法学科	5 (5)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	41 (41)
		健康医療科学部 理学療法学科	4 (4)	4 (4)	4 (4)	3 (3)	15 (15)	0 (0)	41 (41)
		心理学部 臨床心理学科	8 (8)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	0 (0)	22 (21)
	地域連携センター	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	心理相談センター	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	
	計	51 (51)	21 (21)	15 (15)	16 (16)	103 (103)	5 (5)	— (—)	
	合計	66 (63)	29 (29)	18 (18)	19 (19)	132 (129)	5 (5)	— (—)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任	兼 任	計	大学全体				
	事 務 職 員		27 (24)	7 (5)	34 (29)					
	技 術 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)	2 (0)	4 (2)					
	そ の 他 の 職 員		0 (0)	0 (0)	0 (0)					
	計		29 (26)	9 (5)	38 (31)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の学校等の専用	計	大学全体 借用面積： 10,585.96㎡ 借用期間：29年				
	校 舎 敷 地	126,160.57㎡	0㎡	0㎡	126,160.57㎡					
	運 動 場 用 地	25,347.77㎡	0㎡	0㎡	25,347.77㎡					
	小 計	151,508.34㎡	0㎡	0㎡	151,508.34㎡					
	そ の 他	318,076.31㎡	0㎡	0㎡	318,076.31㎡					
	合 計	469,584.65㎡	0㎡	0㎡	469,584.65㎡					
校 舎	専 用	53,500.33㎡ (47,556.87㎡)	0㎡ (5,203.52㎡)	0㎡ (739.94㎡)	計 53,500.33㎡ (53,500.33㎡)	大学全体 借用面積： 1,278.85㎡ 借用期間：29年 葵会柏看護 専門学校 (必要面積 860.0㎡)と共用 (令和3年度収容 定員：160名) (令和4年度収容 定員：80名)				
	共 用									
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	46 室	48 室	132 室	4 室 (補助職員 1 人)	0 室 (補助職員 - 人)					
専任教員研究室	新設学部等の名称			室 数						
	国際看護学部 看護学科			30 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共用分 図 書：287,280冊 〔59,907冊〕 学術雑誌：1,416種 〔498種〕		
	国際看護学部 看護学科	3,903〔137〕 (3,903〔137〕)	30〔6〕 (30〔6〕)	6〔6〕 (6〔6〕)	112 (112)	5,629 (5,629)	20 (20)			
	計	3,903〔137〕 (3,903〔137〕)	30〔6〕 (30〔6〕)	6〔6〕 (6〔6〕)	112 (112)	5,629 (5,629)	20 (20)			
図 書 館	面積	閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		大学全体				
	5,664.18㎡	573		302,350						
体 育 館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要								
	5,090.29㎡	野 球 場 1 面 テ ニ ス コ ー ト 10 面								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	※新任は+100千円 共同研究費等は 大学全体 図書費には電子 ジャーナル・デー タベース 整備費(運用コ ストを含む)を含む	
	教員1人当り研究費等		100千円	100千円	100千円	100千円	0千円	0千円		
	共同研究費等		5,000千円	5,000千円	5,000千円	5,000千円	0千円	0千円		
	図書購入費	8,420千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	設備購入費	131,623千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
		2,200千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	1,800千円	薬学部		
		1,800千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	0千円	0千円	看護学部		
		1,950千円	1,650千円	1,650千円	1,650千円	0千円	0千円	健康医療科学部		
		1,400千円	1,200千円	1,200千円	1,200千円	0千円	0千円	心理学部		
1,800千円	1,500千円	1,500千円	1,500千円	0千円	0千円	国際看護学部				
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、私立大学等経常費補助金 等							

大学等の名称	医療創生大学								所在地
	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
(学部)	年	人	年次人	人		倍			
教養学部									
地域教養学科	4	—	—	—	学士(教養)	—	平成27年度	福島県いわき市中央台飯野5丁目5番地1	平成31年度より学生募集停止
科学技術学部									
科学技術学科	4	—	—	—	学士(理工学)	—	平成22年度		平成27年度より学生募集停止
人文学部									
表現文化学科	4	—	—	—	学士(文学)	—	平成17年度		平成27年度より学生募集停止
心理学科	4	—	—	—	学士(心理学)	—	平成13年度		平成27年度より学生募集停止
薬学部						0.83			
薬学科	6	90	—	540	学士(薬学)	0.83	平成19年度		平成23年度より入学定員変更(薬学科150→90)
看護学部						1.06			
看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.06	平成29年度		
健康医療科学部						0.93			
作業療法学科	4	40	—	80	学士(作業療法学)	0.72	平成31年度		
理学療法学科	4	60	—	120	学士(理学療法学)	1.07	平成31年度		
心理学部						0.56			
臨床心理学科	4	60	—	60	学士(心理学)	0.56	令和2年度		
(大学院)									
理工学研究科									
(修士課程)									
物質理学専攻	2	7	—	14	修士(物質理学)	—	平成4年度		令和2年度より学生募集停止
物理工学専攻	2	7	—	14	修士(物理工学)	—	平成4年度		令和2年度より学生募集停止
(博士課程)									
物質理工学専攻	3	2	—	6	博士(理工学)	—	平成6年度		令和2年度より学生募集停止
生命理工学研究科									
(修士課程)						0.60			
生命理工学専攻	2	5	—	5	修士(生命理工学)	0.60	令和2年度		
(博士後期課程)						1.50			
生命理工学専攻	3	2	—	2	博士(生命理工学)	1.50	令和2年度		

既設大学等の状況

	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
既設大学等の状況	人文学研究科 (修士課程)						0.15			
	日本文学専攻	2	—	—	—	修士(日本文学)	—	平成4年度		令和2年度より学生募集停止
	英米文学専攻	2	—	—	—	修士(英米文学)	—	平成7年度		令和2年度より学生募集停止
	社会学専攻	2	—	—	—	修士(社会学)	—	平成4年度		令和2年度より学生募集停止
	臨床心理学専攻	2	10	—	20	修士(臨床心理学)	0.15	平成17年度		
	(博士課程)									
	日本文学専攻	3	—	—	—	博士(日本文学)	—	平成6年度		令和2年度より学生募集停止
	附属施設の概要	薬用植物園(敷地面積1,535.60㎡)、薬用植物園温室(床面積234.96㎡)、薬用植物園倉庫(床面積72.00㎡)平成19年設置 キャンパス内								

教育課程等の概要																
(国際看護学部看護学科)																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手			
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシュャーズセミナー	1前	2				○			14				共同	
		小計(1科目)	-	2	0	0		-			14	0	0	0	0	兼0
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	1前	1				○								兼3
		コンピュータリテラシー	1前	1				○			1					
		小計(2科目)	-	2	0	0		-			1	0	0	0	0	兼3
	外国語教育科目	英語A1	1前	1				○								兼2
		英語A2	1後	1				○								兼2
		英語B1	1前	1				○								兼1
		英語B2	1後	1				○								兼1
		英語C1	2前	1				○								兼2
		英語C2	2後	1				○								兼2
		中国語1	2前		1			○						1		
		中国語2	2後		1			○						1		
韓国語1		2前		1			○								兼1	
韓国語2		2後		1			○								兼1	
小計(10科目)	-	6	4	0		-			0	0	0	1	0	兼3		
健康・スポーツ教育科目	健康の科学	1前	2			○									兼2	
	健康・スポーツ1	1前	1				○								兼2	
	健康・スポーツ2	1後	1				○								兼2	
	小計(3科目)	-	4	0	0		-			0	0	0	0	0	兼2	
一般教養科目	人文分野	哲学の世界	1前		2		○								兼1	
		心理学概論	1前		2		○								兼1	
		倫理学の世界	1後		2		○								兼1	
		小計(3科目)	-	0	6	0		-			0	0	0	0	0	兼2
	社会分野	法学入門	1後		2		○									兼1
		社会学入門	1後		2		○									兼1
		世界の歴史と文化	1後		2		○									兼1
		小計(3科目)	-	0	6	0		-			0	0	0	0	0	兼2
	自然分野	自然科学のあゆみ	1前		2		○									兼1
		統計のしくみ	1前		2		○				1					
生命の科学		1前		2		○				1						
情報演習		1前	1				○			1						
小計(4科目)	-	1	6	0		-			2	0	0	0	0	兼1		
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	1前	2			○				1					
		人体の構造と機能Ⅱ	1前	2			○				1					
		人体の構造と機能Ⅲ	1後	2			○				1					
		人体の構造と機能Ⅳ	1後	2			○				1					
		こころとからだの探求	1後	1			○				1					
		薬物と薬物療法	2前	2			○				1					
		疾病と治療Ⅰ	1後	1			○				1					
		疾病と治療Ⅱ	2前	2			○				1					
		疾病と治療Ⅲ	2後	2			○				1					
		公衆衛生学	2前	2			○				1					
		医療統計学演習	1後	1				○			1					
		健康福祉社会とグローバル化	2後	2			○									兼1
		地域における健康増進	1後	1			○				1					
小計(13科目)	-	22	0	0		-			5	0	0	0	0	兼1		

教育課程等の概要															
(国際看護学部看護学科)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
専門分野 専門教育科目	基礎看護学	看護学原論	1前	2			○			1					
		健康教育と看護倫理	1後	2			○			1					
		看護と人間関係	2前	2			○				1				
		看護の基礎技術	1前	2			○				1				
		基礎看護技術Ⅰ	1後	1				○				1	1		
		基礎看護技術Ⅱ	2前	1				○				1	1		
		フィジカルアセスメント	2後	1				○			1				
		基礎看護学実習Ⅰ	1前・後	1					○	1	6	3	3		
		基礎看護学実習Ⅱ	2前・後	2					○	1	6	3	3		
	小計(9科目)		-	14	0	0	-			2	6	3	3	0	兼0
	成人看護学	成人看護学概論Ⅰ(急性期)	2前	2			○			1					
		成人看護学概論Ⅱ(慢性期)	2後	2			○			1					
		成人急性期の看護方法	3前	1				○		1	1	1			
		成人慢性期の看護方法	3前	1				○		1	1	1			
		成人看護学実習Ⅰ	3前・後	3					○	1	1	1			
		成人看護学実習Ⅱ	3前・後	3					○	1	1	1			
	小計(6科目)		-	12	0	0	-			2	2	1	0	0	兼0
	老年看護学	老年看護学概論	2前	2			○			1					
		老年看護活動/援助論	2後	1			○				2				
		老年看護学演習	3前	1				○			2				
		老年看護学実習Ⅰ	3前・後	2					○	1	1		1		
		老年看護学実習Ⅱ	3前・後	2					○	1	1		1		
	小計(5科目)		-	8	0	0	-			1	2	0	1	0	兼0
	小児看護学	小児看護学概論	2前	2			○			2					
		小児看護活動/援助論	2後	1			○			1	1				
		小児看護学演習	3前	1				○		1	1				
		小児看護学実習	3前・後	2					○	2	1				
小計(4科目)		-	6	0	0	-			2	1	0	0	0	兼0	
母性看護学	母性看護学概論	2前	2			○			1						
	母性看護活動/援助論	2後	1			○			1						
	母性看護学演習	3前	1				○		2						
	母性看護学実習	3前・後	2					○	2						
小計(4科目)		-	6	0	0	-			2	0	0	0	0	兼0	
精神看護学	精神看護学概論	2前	2			○			1	1					
	精神看護活動/援助論	2後	1			○			1	1		1			
	精神看護学演習	3前	1				○		1			1			
	精神看護学実習	3前・後	2					○	1	1		1			
小計(4科目)		-	6	0	0	-			1	1	0	1	0	兼0	
統合分野	在宅看護論	在宅看護学概論	2前	2			○			1					
		地域看護と地域包括ケアシステム	2後	2			○			1					
		在宅看護活動/援助論	2後	1			○			1		1			
		在宅看護学演習	3前	1				○		1		1			
		在宅看護学実習	3前・後	2					○	3		1			
	小計(5科目)		-	8	0	0	-			3	0	1	0	0	兼0
国際看護学	医療英語	3前	1				○		2						
	国際看護学	3前	2			○				1					
	英語診療演習	3前	1				○		2		1	1			
	国際看護実習Ⅰ	3前・後	1					○	2	1	1	1			
	国際看護実習Ⅱ	4前		1				○	2	1	1	1			
小計(5科目)		-	5	1	0	-			2	1	1	1	0	兼0	

教 育 課 程 等 の 概 要															
(国際看護学部看護学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 験・ 実 習	教 授	准 教 授	講 師	助 教	助 手		
専 門 教 育 科 目	統 合 分 野	看 護 の 統 合 と 実 践	看護の統合と実践	4前	1			○			1				
			看護研究の基礎	4前	2			○			2				
			チーム医療と医療安全	4前	1			○			1				
			看護マネジメント	4前	1			○			1	1			
			遠隔看護と看護情報	4後	1			○			1				
			看護とリハビリテーション	4後	1			○			1				
			看護学総合講義	4後	4			○			13				
			応用看護演習OSCE/IBT	4前	1				○		10	8	3	3	
			看護学統合実習	4前・後	2					○	10	8	3	3	
小計(9科目)			-	14	0	0	-	-	15	8	3	3	0	兼0	
合計(90科目)			-	116	23	0	-	-	15	8	3	3	0	兼12	
学位又は称号		学士(看護学)		学位又は学科の分野				保健衛生学関係(看護学関係)							
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
1. 全学共通教育科目から23単位以上(初年次教育科目2単位必修、リテラシー教育科目2単位必修、外国語教育科目から8単位必修(英語6単位必修、中国語、韓国語から2単位選択必修)、健康・スポーツ教育科目4単位必修、一般教養科目から7単位以上必修(人文科学分野、社会科学分野からそれぞれ2単位以上、自然科学分野から「情報演習」を含む3単位以上)を修得 2. 専門教育科目から101単位以上を修得 3. 合計124単位以上修得すること〔履修科目の登録上限:45単位(年間)〕							1学年の学期区分			2学期					
							1学期の授業期間			15週					
							1時限の授業時間			90分					

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
全学共通教育科目	初年次教育科目	フレッシュャーズセミナー	<p>本学の初年次教育の一環として開講される新入生全員を対象とした必修科目である。大学生としての学修のために必要な基礎的かつ汎用的な能力を育成することを目標とする。特に履修の仕方や学修の概念を学び、高校から大学へのスムーズな転換教育を行う。また、様々なスタディ・スキルズ（ノートの取り方、講義の聴き方など）を学び、さらにアクティブ・ラーニングを通して、「聞く・話す・調べる」技法を学修する。あわせて社会で通用する良い習慣を身につける。</p>	共同
	リテラシー教育科目	日本語リテラシー	<p>大学における充実した学修のために、日本語の読み方（読解力）と書き方（レポート作成力）のリテラシーを養う言語教育の科目である。本科目は、「読む活動」と「書く活動」の演習によって構成される。受講者全員が「読む活動」と「書く活動」の演習によって構成される。受講者全員が「読み書き」を自律的に進め、大学生に必要な日本語力を学修する。「読む活動」では、様々なメディア資料（新書・新聞・図書）の読解を通じて、批判的な読み方を身につける。「書く活動」では、文章作成能力の基礎を固めて、課題作文を課しピア・ラーニング形式で批判し合う。</p>	
		コンピュータリテラシー	<p>コンピュータやアプリケーションを用いて様々な情報を収集、選択、分析、加工、発信を行うためのコンピュータ、インターネットやアプリケーションソフトの基本的な使い方を修得する。また、インターネットを利用するにあたっての留意事項や情報倫理についても学ぶ。情報メディアリテラシーを学び、情報検索、電子メールなどの利用方法を修得する。さらに、文書処理、表計算、プレゼンテーションの各アプリケーションソフトの利用法など実習を行いながら修得する。</p>	
	外国語教育科目	英語A1	<p>英語の4技能のうち、特に読むことおよび書くことに重点を置き、大学生活における英語学修と専門分野との架け橋となる英語の基礎的な学術言語技能を修得することを目標とする。自律的な学修を支援する観点から、受動的ではなく、予習を行い積極的な態度で授業に臨むことを学ぶ。また、授業後には、復習により自分の学修を振り返り、さらに、図書館所蔵の資料などの教材の活用も含めて、教室外でも英語に触れる機会を積極的に作る。授業では年度初めのブレイスメントテストの結果により、習熟度別に展開される。</p>	
英語A2		<p>授業の目標、特色については英語A1に準じる。英語A1で習熟した語彙、ストラテジーなどを積極的に運用し、より一層の定着を図るとともに、幅広いジャンルの内容について、書き手の意図を踏まえて読み取り、基本的なパラグラフの構成法を踏まえた上で、幅広いジャンルについて読み手を意識して書く力を育成する配慮する。また、聞く技能および話す技能を効果的に授業の中で運用する機会を設け、バランスの良い英語運用能力の向上を図る。</p>		
英語B1		<p>英語の4技能のうち、特に聞くことおよび話すことに重点を置き、大学生活における英語学修と専門分野との懸け橋となる英語の基礎的な学術言語技能を修得することを目標とする。自律的な学修を支援する観点から、受動的ではなく、予習を行い積極的な態度で授業に臨むことを学ぶ。また、授業後には、復習をおこなうことにより自分の学修を振り返り、また図書館所蔵の資料などの教材の活用も含めて、教室外でも英語に触れる機会を積極的に作る。授業は年度初めのブレイスメントテストの結果により、習熟度別に展開される。</p>		
英語B2		<p>授業の目標、特色については英語B1に準じる。英語B1で習熟した語彙、ストラテジーなどを積極的に運用し、より幅広い内容について効果的に聞くことができ、聞き手を意識して話すことができるよう学ぶ。また、読む技能および書く技能との統合も図り、アカデミックプレゼンテーションに必要とされる基礎的な技能の育成を図る。</p>		

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
全学 共通 教育 科目	外国語 教育 科目	英語C1	英語の4技能のうち、特に読むことおよび書くことにおいて、幅広い内容に触れることにより、英語学修と専門分野との懸け橋となる実践的な技能を修得することを目標とする。教材は読むことおよび書くことを主としたものであるが、積極的に聞く力および話す力を運用する活動を取り入れる。自律的な学修を支援する観点から、受動的ではなく、予習を行い積極的な態度で授業に挑むことを学ぶ。また、授業後には、復習を行うことにより自分の学修を振り返り、また図書館などの教材の活用も含めて、教室外でも英語に触れる機会を積極的に自主的に作る。授業は習熟度別に展開される。	
		英語C2	授業の目標、特色については英語C1に準じる。英語C1で学んだ語彙・ストラテジーなどを積極的に活用し、幅広い話題の教材を読むことから始まり、意味のある活動を与えることにより、英語の4技能を効果的に運用することに配慮する。また、教科書を中心としつつも、専門分野の文献の講読も授業外での学修の一環として課すよう配慮し、専門分野と英語学修の積極的な統合を図り、独立した学修者として授業終了後も英語学修が継続できるよう資質を養う。	
		中国語1	中国語といわれる言語には主としてどのような種類の言語があるか、それぞれどんな特徴があるのか、この授業で学ぶ現代漢語はいかに定義されているか、古代漢語とどう違うかなど、まず中国語とは何かを知る。そのうえで、中国文化を考察しながら、文化の一部である言語の本質をとらえ、発音から基本会話までの中国語の初歩的な表現能力を身につけることを目標とする。言語とともに中国文化に対する理解を深めながら、コミュニケーションに必要な知識を学ぶ。	
		中国語2	中国語の発音の特徴、話し言葉や文章の表現方法の基本を把握したうえで、より実用に耐えうる語学力を目指す。正確な発音を心がけながら、様々な場面における中国語の会話のパターンや中国語の文章の書き方、それに必要な知識や知恵を学び、正確かつ的確な中国語の表現能力を身につけ、中国語によるコミュニケーション能力を高めることを目標とする。様々なメディアを通して生の中国語に接し、文化とともに変化する言語を考察しながら、絶えず知識を更新していく。	
		韓国語1	韓国語の初学者を対象に、基礎レベルの「読み」「書き」「聞き」「話す」能力を身につけることを目標とする。日本語との類似性や相違に気づくことから始め、韓国語の文字、発音、文の構成の基本を学修する。文法の学修課程にあわせて、挨拶や簡単な自己紹介など、日常生活に必要な基礎会話を修得する。また、韓国社会におけるさまざまな日常場面でのコミュニケーションが理解できるための社会的・文化的知識を修得する。	
		韓国語2	韓国語1において修得した韓国語の初歩レベルを基礎として、中級基礎レベルの会話や文法、発音などを総合的に学修する。様々な生活場面で相手や状況に応じた適切な韓国語表現を選んで使う能力や、韓国語で簡単な手紙や日記が書けるレベルの作文能力を身につけることにより、韓国語を用いて韓国人とコミュニケーションすることができるようになることを目標とする。語学の他に韓国の歴史や文化、若者の関心事なども取り上げ、韓国への理解・関心を深める。	

授 業 科 目 の 概 要					
(国際看護学部看護学科)					
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考		
全学共通教育科目	健康・スポーツ教育科目	健康の科学	メタボリックシンドロームに代表されるように、食事をはじめとする生活習慣は健康に大きな影響を及ぼす。本講義では「いかに長生きするか」をテーマに身体や食事についての基礎知識を学び、生きる力を向上させるためには生活習慣が重要であることを認識させる。また、健康に関するさまざまな情報(喫煙、飲酒、薬物、性など)を提供し、自分に置き換えて考えることで「からだ」に関する教養を高めることを目的とする。		
		健康・スポーツ1	健康スポーツ1の授業では、中学や高校で学習してきたスポーツ種目を中心とした実技を行い、今まで獲得してきた運動技能の更なる向上や生涯にわたって必要な体力を向上させることを目的とする。さまざまなスポーツ種目を行っていく中で、自分の身体に関する関心を高めるとともに、ゲームではメンバーの技能を把握し、チームの戦力を分析することを通して、他人の身体に対する関心も高めていく。予定しているスポーツ種目は、テニス、卓球で、それぞれ基礎技術の確認、チーム編成、ゲームという流れで授業を展開する。		
		健康・スポーツ2	健康スポーツ2の授業では、中学や高校で学習してきたスポーツ種目を中心とした実技を行い、今まで獲得してきた運動技能の更なる向上や生涯にわたって必要な体力を向上させることを目的とする。さまざまなスポーツ種目を行っていく中で、自分の身体に関する関心を高めるとともに、ゲームではメンバーの技能を把握し、チームの戦力を分析することを通して、他人の身体に対する関心も高めていく。予定しているスポーツ種目は、バレーボール、バドミントン、バスケットボールである。それぞれ基礎技術の確認、チーム編成、ゲームという流れで授業を展開する。		
	一般教養科目	人文科学分野	哲学の世界	哲学というものに触れ、哲学的なものの考え方を養うということは、一般に、大学でのきわめて貴重な経験であり、大学生の特権であるとすらいいうる。このことを踏まえて、本講義では、古代から現代にわたる西洋哲学の基本的諸問題を、特に「認識」と「存在」に重点をおいて見定める。哲学は世界を謎だらけにし、我々が「当たり前」と思っていることを「神秘」に変えてしまう。哲学のこのワンダーランドで受講者が「人間として生きることの意味」について根本的に考える。	
			心理学概論	心理学の主要分野のうち、人間の日常生活に密接に関連する基礎的な内容を取り上げる。具体的には、個人差（性格・人格や知能の諸理論、心理検査の基礎知識、個人差の成立に影響を与える遺伝と環境の要因）、発達（認知や社会性の発達に関する特徴）、適応と心の健康（異常・正常あるいは適応・不適応あるいは健康・不健康の区別、心理療法の概要）を取り扱い、講義を通じて、「心とは何か」について科学的に考えられるような知識を身につける。	
			倫理学の世界	人間の実践や行為にかかわる哲学の部門を「倫理学」と称するが、とくに「べき」あるいは「道徳」を問題とするのが、狭義における倫理学である。本講義では、20世紀以降に展開された狭義の倫理学の諸説を概観し、問題点を批判的に検討することによって、「道徳」についての皮相なイメージを拭き去り、「べき」「よい」に関する根本的な観方を身につける。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際看護学部看護学科)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
全学 共通 教育 科目	社会科学分野	法学入門	本講義では、受講者各自が日本の法システムについて、一定の見取り図をもち、日本の法システムの将来像について自分なりに考え、意見を表明できるようになることを目的とする。2009年5月にスタートした裁判員制度に象徴されるように、日本の法システムは現在大きな変革期にある。講義の中では、日本の法システムの基礎的知識を提供するとともに、それを踏まえた上で、現実の社会の中で、法システムがどのように作動しているのか、また、そうした実態がどのような要因によって生みだされているのかについて検討する。
		社会学入門	「社会」とは何か。私たちは普段の生活のなかで「社会」を意識することは少ない。しかし私たちは、他者と人間関係を取り結び、日々の活動の成果としてさまざまな制度を作り上げるなかで「社会」を作り上げている。社会生活がグローバル化するなかで、社会のしくみも複雑化し、イメージしづらくなってきている。本講義では、自分の身の周りで生じている出来事を手がかりに「社会」の存在を発見していくこと、そして社会学の概念を用いて現代の社会生活の状況と社会のしくみについて説明できるようになることが目的である。
		世界の歴史と文化	近現代史を中心とする世界の歴史を、我が国の歴史と関連付けながら学修し、人類の課題と文化の軌跡を多角的に考察することによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる自覚と資質を身につける。とくに風土、民族、宗教などに着目しながら、ユーラシアを中心に形成された諸地域世界の特質、諸地域相互の交流に触れ、世界の一体化につながる交流圏の成立を把握する。
	自然科学分野	自然科学のあゆみ	自然の身近な様々な現象に関して、人々はそれらの現象の規則性に着目し、自然界を支配する規則性（法則）を体系化してきた。一見複雑に見える現象もその中にある特定のルール（規則）がひそんでいる。本講義では、人々はその規則性をどのように理解し、さらにどのように応用あるいは発展させてきたのかを具体的な事例に基づき学び、人々と自然との関わりについて理解を深める。
		統計のしくみ	社会ではさまざまな統計調査が行われており、新聞やテレビなどを通じて、その結果が報告されている。これらの統計データを適切に読み、活用できるデータリテラシーを身につけることが目標である。この講義では、使うべき統計データの適切な選び方、統計データの処理の仕方、その結果の読み方を、具体的な利用例やデータ解析結果を用いながら学修する。
		生命の科学	私たちは、ヒトを含めた動物や植物などの生物に関するニュースを、ほぼ毎日といってよいくらい目にしていけると言える。そこで本講義では、入学したばかりの学部1年生が生物系のニュースの内容を理解できるようになることを目標とする。講義は生物の身体の仕組みを知ること重点を置いて実施し、具体的には細胞内での生命活動から始まり、組織における生理作用、個体の維持、生殖や次世代への遺伝に関連するトピックを紹介することにより、生命が有機的に関連する一つのシステムであることを学修する。
		情報演習	情報とは何か、近現代における情報の歴史的変遷を辿りながら、未来の情報の在り方を開拓していくために必要な基礎的な事項について学修する。演習内容は、とくに情報の循環（エビデンスを「つくる」「つかう」「伝える」）を課題として取り上げ、ヘルスケアにおける「情報」の扱われ方、「情報」を取り扱う上で必要とされる倫理や権利など、ヘルスケア情報に関する諸課題をテーマに演習する。

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専門教育科目	専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	看護にとって必要な人間理解のうち、生物体としての人間の健康状態を系統的に把握するために必要な基本的なからだの成り立ちとしくみを学修する。「人体の構造と機能Ⅰ」では、細胞から個体までの人体の成り立ちについて概説し、からだの部位の名称や大まかな区分について学修する。また、生理学の基礎と言われる「ホメオスタシス」という概念の理解と細胞および組織の理解に加え、身体の骨格となる骨、関節、靭帯および骨格筋の構造としくみについて学ぶ。	
		人体の構造と機能Ⅱ	看護にとって必要な人間理解のうち、生物体としての人間の健康状態を系統的に把握するために必要な解剖生理学的知識を修得する。「人体の構造と機能Ⅱ」では、身体をコントロールし、統合するための2種類の大きなしくみである脳神経系および内分泌系の構造としくみについて学修し、さらに環境である外界や身体内部からの情報を脳に伝達するための機構である感覚器系について、その構造と機能への理解を深める。	
		人体の構造と機能Ⅲ	看護にとって必要な人間理解のうち、生物体としての人間の健康状態を系統的に把握するために必要な解剖生理学的知識を修得する。「人体の構造と機能Ⅲ」では、生命の維持と直接的に関係している肺を中心とした呼吸器系と心臓および血管を中心とした循環器系の構造としくみについて学修する。さらに腎臓・膀胱を中心とした泌尿器系の構造と尿を生成し排泄するしくみについて学修し、水分の調節機構についても理解を深める。	
		人体の構造と機能Ⅳ	看護にとって必要な人間理解のうち、生物体としての人間の健康状態を系統的に把握するために必要な解剖生理学的知識を修得する。「人体の構造と機能Ⅳ」では、飲食して栄養をとり不要物を排泄する機構である消化器系について学修する。また、栄養素をエネルギーに変えるしくみやエネルギー代謝についても理解を深める。さらに、生殖器の構造と機能について学び、遺伝情報の継承と発生のしくみについて概要を学ぶ。	
		こころとからだの探求	生理現象を捉えることでこころと行動の関係性を明らかにしようとする「生理心理学」を基礎とし、ストレス時やリラクゼーションによる中枢神経機能、自律神経機能などの生理変化を学修する。また、脳波計、心電計、筋電計などの非侵襲的な測定器械の測定原理を学び、中枢神経機能や自律神経機能の非侵襲的測定から人間の心理状態を推測する方法を学ぶ。さらに、変動解析についてもその一端に触れる。	
		薬物と薬物療法	薬物における用量-反応の関係、薬物と受容体との結合理論、ブラシーボ効果、副作用と中毒作用など、薬理学の総論について学ぶ。また、特に自律神経系に作用する薬物について、その反応との関係を学修する。さらに、臨床的によく用いられる薬物の分類、体内動態、生理学的効果ならびに作用機序、生体内運命等について学修し、看護職としての役割を果たすために修得すべき薬物療法の知識と実際の与薬方法、薬物の管理方法について学ぶ。	
		疾病と治療Ⅰ	看護学を修得するにあたり、人体の構造と機能の学修に基づいてヒトの疾病の病態生理（病理を含む）、診断と治療の基本的事項を身につける。 本講義では総論として、各種疾病（例えば、発熱、呼吸困難、腹痛、黄疸、ショックなど）を器官系に学修するとともに、各論のうち主要な消化器系疾患の病態生理、診断、治療について学修する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 教 育 科 目	専 門 基 礎 分 野	疾病と治療Ⅱ	看護学を修得するにあたり、人体の構造と機能の学修に基づいてヒトの疾病の病態生理（病理を含む）、診断と治療の基本的事項を身につける。 本講義では疾病の診断と治療Ⅰに引き続いて、各論のうち主要な循環器疾患、腎・泌尿器疾患、呼吸器疾患、内分泌・代謝疾患、血液・造器疾患、免疫・アレルギー疾患、骨・関節疾患の病態生理、診断、治療について学修する。
		疾病と治療Ⅲ	看護学を修得するにあたり、人体の構造と機能の学修に基づいてヒトの疾病の病態生理（病理を含む）、診断と治療の基本的事項を身につける。 本講義では、「疾病と治療Ⅰ」「疾病と治療Ⅱ」に引き続いて、各論のうち主要な神経疾患、精神疾患、感染症、感覚器疾患、女性生殖器疾患、皮膚疾患、悪性腫瘍の病態生理、診断、治療について学修する。
		公衆衛生学	地域社会における組織化された努力を通して、疾病を予防し、生命を延長し、身体的、精神的機能の健康増進を図る科学的方法を学ぶ。また、疫学と感染予防、保健統計と人口統計、生活習慣病の予防、保健行政、社会保障、保健・医療・福祉制度、公衆衛生関係法規等について学ぶ。さらに、学校保健、産業保健、食品衛生等について理解を深める。
		医療統計学演習	ばらつきを伴うものの代表値と分散、尺度の種類、パラメトリックとノンパラメトリックなど、統計学的なものの方や考え方を理解するとともに、医療保健分野への統計学の正しい利用と解釈について学修する。また、t検定、分散分析、多変量解析など、調査データや実験データを統計処理して分析する具体的方法を演習を交えて学修し、看護研究や看護実践に活用する基礎的能力を身につける。
		健康福祉社会とグローバル化	基本的人権としての生存権を保障する制度としての社会保障制度の概念や歴史を学び、保健・医療・福祉の諸施策のなかでの社会福祉制度の機能や課題について学修する。さらにグローバル化する現代社会が抱える福祉の問題点や課題について触れ、異文化や慣習の違いを超えた福祉のあり方について理解を深める。
		地域における健康増進	自治会など地域における社会的活動を通して、地域住民の健康を守り、健康増進を図る意義や具体的な方法について学修する。また、住民健康調査の評価内容について、その枠組みや個々の評価の意味を理解し、これらの住民健康調査を通してスクリーニングし、早期発見・早期治療に結びつける方法について理解を深める。
	専 門 分 野	基 礎 看 護 学	看護とは何かについて探求し、看護の対象である人間の生活過程における健康上の様々な課題を支援する基本的な考えを学ぶ。人間を、生命力と自然治癒力を備えた生物体と、知性・感情・意思を持って社会の中で生きる生活体の統一体としてとらえ、生命力の消耗を最小限に抑える看護の本質について学ぶ。さらに、看護における重要な理論や概念について理解を深める。

授 業 科 目 の 概 要					
(国際看護学部看護学科)					
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考		
専 門 教 育 科 目	専 門 分 野	基 礎 看 護 学	健康教育と看護倫理	健康とは何か、また疾病とは何か、病気を予防し健康を維持・増進するために、看護はどのような役割を果たせるのかについて学ぶ。また、様々な健康状態にある対象者に対し、看護はどのような役割を果たせるのかについて理解を深める。さらに、倫理とは何か、その基本的な意味を考え、専門職としての看護実践を導く判断基準でもあり、道徳的な意思決定を行う時の行動指針ともなる倫理原則について学ぶ。また日々の看護実践において遭遇する倫理的問題について考える。	
			看護と人間関係	人間は誰もが社会の中で人と人との関わりを持って生まれ育っていく。また、看護は人間同士の関わりの中で実践され、ケアを提供する側もされる側もその関係性の中で変容する。両者の間に生じる人間関係とその力動の理解を深め、患者と共にあることの意味、共感・同感する意義、援助関係の構築や展開に関する看護技術など、人との関わりを中心とした看護について学修する。	
			看護の基礎技術	あらゆる領域の看護に共通する最も基本的な看護技術の概念的な理解を深める。特に、看護技術の視点としてどのようなことが重要であるか、安全・安楽を守るとはどのようなことか、技術を極めるにはどうしたら良いか、どのような看護技術があるか等について、看護技術習得のための動機づけとなる基本事項を学修する。	
			基礎看護技術Ⅰ	看護実践における良質な病室環境、安全・安楽への配慮、ボディメカニクスと自立支援等に関する原理原則について学修し、基礎的な看護技術のうち、環境、食事、排泄、清潔、睡眠等の日常生活活動におけるニーズを充足するために必要な援助方法について演習による学修を行う。特に、病床環境を整える技術、ボディメカニクスにおける良肢位の保持、安楽な体位、体位変換の技術、移乗・移動の技術等について、頭での理解だけでなく行動として身につける。	
			基礎看護技術Ⅱ	基礎看護技術Ⅰに続き、より高度な看護技術を身につける演習を行う。感染予防を念頭に置き、問診とフィジカルアセスメントの技術、傷の手当てと包帯法、導尿、注射・点滴の技術、与薬と薬物の管理など、より安全面への配慮が重視される看護技術を身につける。また、代表的な看護理論を用いて、看護過程を実践する体験をする。	
			フィジカルアセスメント	この授業では、対象者への問診や聴打診、簡易的な身体測定などを通して、対象者の健康状態をアセスメントする方法を学ぶ。また、人体の構造と機能における授業で学んだ、からだの成り立ちや仕組みに対する理解、および、看護の基礎技術で学んだ安全・安楽を守る技術等を基盤にして、対象者を系統的かつ論理的にアセスメントし、臨床判断能力や倫理的判断・行動に必要な基礎的能力を養う。	
			基礎看護学実習Ⅰ	見学や実践などの体験を通し、対象を理解するとともに、患者に行われている看護について考える機会とする。また、入院患者を受け持ち、患者とのコミュニケーションや看護の実践などの学びを通して、対象者の日常生活援助技術を体験し、日常生活援助の必要性および看護の役割と責務について学修する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(国際看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門教育科目 専門分野 成人看護学	基礎看護学	基礎看護学実習 II	入院患者を受け持ち、対象者に応じた看護過程を展開することを通して個別的で必要かつ適切な看護を実践するための基礎的能力を養う。安全、安楽、自立・自律を考慮し、科学的根拠に基づいた看護実践の体験をする。また、看護過程を通して実践することで、自分の実施した看護ケアがどうであったか、振り返りを行い、自らの看護ケアを自己評価する機会を得る。
	成人看護学	成人看護学概論 I (急性期)	周手術期や疾患の急性期にあたる成人対象の特性と、その看護の概要を学ぶ。また、代表的な急性疾患について、その病態像や症状を理解し、疾患の急性期に生じやすい健康上の問題が人々に及ぼす影響を学修する。さらに、その人の個性を尊重しながら成人急性期の健康問題を解決する援助に必要な、代表的看護理論を学ぶ。
		成人看護学概論 II (慢性期)	慢性疾患や疾患の回復期にあたる成人対象の特性とその看護の概要を学ぶ。また、代表的な慢性疾患の病態像や症状を知り、慢性疾患や疾患の回復期・慢性期に生じやすい健康上の問題が人々に及ぼす影響を理解する。さらに、その人の個性を尊重しながら成人慢性期の健康問題を解決する援助に必要な、代表的な看護理論を学ぶ。
		成人急性期の看護方法	手術という侵襲的治療を受ける成人についての理解を深めるとともに、看護過程演習を通して、手術を受ける成人対象に関する様々な情報を整理し、情報の解釈・分析・統合により看護診断を導き、看護問題の優先度を考えた看護計画の立案を学修する。また、看護技術演習を通して、手術に必要な看護技術、および術前・術後の管理のために必要な看護援助を学修する。
		成人慢性期の看護方法	慢性疾患を抱えて生きる成人期の人々に特有な健康問題や関連する諸要因を理解し、患者と家族におけるQOLの向上・充実にむけた看護援助について学修する。また、看護過程演習を通して、回復期・慢性期の成人に関する様々な情報を整理し、情報の解釈・分析・統合により看護診断を導き、看護問題の優先度を考えた看護計画の立案を学修する。さらに、看護技術演習を通して、回復期・慢性期における成人の治療や療養を支えるために必要な看護援助を学修する。
		成人看護学実習 I	主として成人期の外科系病棟において、周手術期や急性期の対象を受け持ち、看護診断や看護過程に基づいた看護実践を行う機会を得る。対象の個性を理解し、論理的に看護問題をあげるとともに、疾患の特性や重症度に合わせた的確な看護計画を策定し、対象のニーズに合わせた看護ケアの実践を身につける。
		成人看護学実習 II	主として成人期の内科系病棟において、慢性疾患や回復期の対象を受け持ち、看護診断や看護過程に基づいた看護実践を行う機会を得る。対象の個性を理解し、論理的に看護問題をあげるとともに、疾患の特性や重症度に合わせた的確な看護計画を策定し、対象のニーズに合わせた看護ケアの実践を身につける。

授 業 科 目 の 概 要			
(国際看護学部看護学科)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専 門 教 育 科 目	老 年 看 護 学	老年看護学概論	老年期を生きることの意味と価値について理解を深め、高齢者の生活と健康を「老い」という視点から理解する。また、加齢に伴う心身の変化や高齢者の権利擁護について全人的な観点から学修する。さらに、近年、患者数が急増し、社会的問題になっている認知症について、その中核症状や周辺症状を理解し、重症度の評価方法や予防方法についての理解を深める。
		老年看護活動／援助論	老年期における生活機能の管理、老年期に特有な疾病・症候、高齢者に対する看護支援方法等について基本的な事項を学修する。また、特に認知症高齢者や要介護高齢者に対する支援方法、およびこれらの家族への支援について学ぶ。さらに高齢者の終末期ケアについて学修する。
		老年看護学演習	「老年看護学概論」および「老年看護活動／援助論」の講義を通して学修した内容を基礎にして、加齢により自立が困難になる部分はどこかを常に考えながら、高齢者に対する具体的な看護方法、支援技術をグループ演習により身につける。また、高齢者体験用具を用いて、疑似高齢者体験をし、学生同士で用具体験時の不自由な点や危険な出来事などについての振り返り学修を実施し、高齢者が抱える問題点やその解決方法についての共有化を図る。
		老年看護学実習Ⅰ	主として病院における高齢者を受け持ち、多様な価値観や人生観を有している高齢者の特徴を踏まえて、個人の考えを尊重しながら、高齢者に特有な健康障害について、健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助方法を計画、実施、評価する実践的な学修を行う。特に、この実習における体験を通して、学生自らが主体的に老年看護の役割について自ら考えることができるよう学修を進める。さらにさまざまな高齢者とのコミュニケーションを通して、その人に合わせたコミュニケーションスキルを学ぶ。
		老年看護学実習Ⅱ	主として施設に入所している要介護の高齢者およびデイサービスやデイケアを利用する要支援や要介護の地域高齢者を受け持つ。高齢者への畏敬と理解を深め、病と共に生きる高齢者を全人的な立場から理解して、その健康を回復させるために必要な看護実践を行う。また介護保険における地域密着型のサービスを理解し、老年看護の専門性や他職種との連携を実際に体験することにより、他職種とのチームの中での看護師の役割を学び、高齢者を支援する包括的なシステムについて理解を深める。
	小 児 看 護 学	小児看護学概論	人間の発達段階の特徴と発達課題を明らかにするとともに、健康面に着目した対象のとらえ方について学修する。ここでは、小児の健康的特徴を人体の構造と機能のメカニズムや心身発達理論に基づいて、論理的・科学的にとらえると同時に、小児期によくみられる疾患や障害に関連して、発達段階の特徴からみた健康課題を理解する。また、身近な子どもを具体例として、実践的に対象をとらえる視点を明確化し、その健康特性について学修する。
		小児看護活動／援助論	子どもの成長発達、健康障害の段階に応じた子どもとその家族が、より良く生活・療養するための基本的な援助方法について学ぶ。また、疾患や健康障害が子どもの成長発達や家族機能に及ぼす影響について学ぶとともに、その子どもの成長発達の特性、健康状態、家族のニーズを考慮した適切な看護援助が実践できる方法を学修し、演習へと効率的につながることを目指す。

授 業 科 目 の 概 要					
(国際看護学部看護学科)					
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考		
専門教育科目	小児看護学	小児看護学演習	小児看護に関する援助方法の講義やその中で提示された理論などの内容を踏まえて、小グループに分かれて、健康障害を抱えた子どもの成長発達の特徴、健康状態、家族のニーズを考慮した、適切な看護援助を実践する具体的な看護方法を学修する。各自が模擬実践により体験した事項を整理して、グループで振り返りを行い、互いに共有化することで、学びを深める。		
		小児看護学実習	小児看護が実践されている現場に臨み、小児看護の対象特性および小児看護における看護職の役割について体験的に学修し、小児看護の対象に対する看護実践能力を身につける。成長発達する子どもとその家族の健康生活、ニーズや健康課題を理解し、子どもの成長発達や健康状態に適した看護実践のあり方を学修する。特に、子どもや家族が相互に影響しあうことを考慮した看護の重要性について理解を深め、病気とともに生活する子どもの成長発達や健康状態に適した看護について看護実践を通して学ぶ。		
	母性看護学	母性看護学概論	女性の性としての特徴や健康・環境面での特性について、生物学的・心理学的・および社会学的観点から総合的に理解する。また、周産期によく遭遇する疾患や健康障害についての理解を深め、女性の生涯を通じた健康保持増進と、次世代の子どもを健やかに育成するための母性機能の健全な発達を促す母性看護が果たす役割と課題について理解する。		
		母性看護活動／援助論	女性のライフステージにおける発達段階や健康課題、女性特有の健康障がいなど、女性の生涯を通じた健康と看護援助について理解する。また、マタニティサイクル（妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期）における母子とその家族を対象に、生理的・心理的・社会的変化と特徴を理解し、そのケアとより良い健康な生活に向けた看護援助を実践するための知識・技術、看護の役割を学修する。		
		母性看護学演習	学生が小グループを編成し、母性看護領域の講義で学修した看護援助の内容を基盤にして、妊娠期・分娩期・産褥期・新生児期のそれぞれにおける母子とその家族を対象にした、より良い看護援助を実践するための具体的な看護技術を、演習による実践を通して身につける。学生各自が模擬実践により体験した事項を整理して、グループで振り返りを行い、互いに共有化することで、学びを深める。		
		母性看護学実習	ライフスタイルの多様性を踏まえ、妊産褥婦および新生児の生理的変化と心理的・社会的特徴を理解するために、女性のライフサイクルにおける支援の場に参加し、母性看護における看護職としての役割について学修する。また、地域で生活する女性の健康支援や子育て支援の実状を理解する。特に、周産期における母子とその家族に対する援助を通して、より健康な生活に向けた看護実践能力を身につけ、加えて母子とその家族に必要な母性看護の役割について学修する。		
		精神看護学	精神看護学概論	こころのしくみと働きについて考え、精神の健康問題が身体や生活に及ぼす影響や精神保健医療福祉の歴史を学ぶ。また、代表的な精神疾患について、その症状や治療の概要、看護援助の種類や、看護を行う上での注意点などを学修する。さらに、いわゆる精神科看護のみならず、急性・慢性疾患、生活習慣病などの身体疾患を抱えた患者のメンタルヘルスや、一般生活者の精神健康増進を主眼としたメンタルヘルスについても学修し、患者－看護者関係、自己理解、他者理解や信頼関係について理解を深める。	

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専門 区分	専門分野	精神看護活動/援助論	精神に健康課題を抱える人の身体・心理・社会的側面の特徴と家族の特徴を理解し、精神状態に応じた看護援助の基礎的知識・技術を学修する。心の機能と発達、治療的環境、精神の健康課題に対する治療と看護、地域生活支援などについて学び、人々の健康の保持増進および回復を支援する看護について学修する。また、今日の精神看護へのニーズの多様化に対応するため、リエゾン精神看護についても理解を深める。	
		精神看護学演習	精神に健康課題を抱える人と家族の特徴を理解し、こころの健康の保持増進および回復を援助するために、精神・身体状態を評価する方法についての多様な理論とアセスメントを学び、対象者の精神・心理状態や社会的状況を的確に捉え、看護支援に結びつけるための基礎的知識を修得する。小グループに分かれ、種々のアセスメントツールを用いて、精神・身体状態のアセスメントの模擬演習を実施し、対象に応じたアセスメントの方法と実践への活用方法を学ぶ。	
		精神看護学実習	精神科病棟において患者を受け持つことにより、精神障害をもつ対象の生活歴やストレス（強み）を把握し、その患者の特性を身体・精神・社会的側面から総合的に理解したり、対象のセルフケア能力を判断しながら、日常生活援助を実践する。また、患者－看護者間の相互作用の中で自己の傾向に気づき、対象の人格を尊重して治療的な対人関係を構築する具体的方法を学修する。また、デイケアや就労支援施設、地域生活支援センターなどで、精神保健医療福祉サービスの役割や援助の実際・連携を学び、精神障害をもつ対象が、地域で生活していくために必要な支援と課題について理解する。	
	統合分野	在宅看護学概論	在宅療養者と家族の地域における生活を理解し、在宅看護の理念・目的そして訪問看護の制度について学修する。また、在宅看護の目的や特性を理解し、在宅療養者および家族へのニーズに即した看護の提供を学修することにより、訪問看護師の役割を説明することができるようにする。さらに、訪問看護の歴史及び法的基盤について学修することにより、訪問看護活動の地域医療における位置づけを理解する。	
		地域看護と地域包括ケアシステム	地域で生活しながら療養する個人やその家族を生活者として捉える視点を養い、療養者が暮らす地域の成り立ちと社会資源を知る。また、地域包括ケアシステム構築の中における、在宅看護、退院支援、公衆衛生看護、多職種連携等について考え、地域全体における看護の役割を学ぶ。 さらに、地域看護学の特性として、社会情勢、制度・政策の動きを考え、地域特性を考慮した看護的アプローチを展開する手法を学ぶ。	
		在宅看護活動/援助論	在宅療養者の日常生活援助の基本となる、自立支援に対する考え方や対象者との人間関係構築スキルを学修する。社会的な背景に基づく医療依存度の高い在宅療養者の看護援助技術や、訪問看護ステーションなどの社会資源の活用方法について実践的に学ぶ。また、在宅の看護過程展開について、ICF（国際生活機能分類）の概念を用いて、対象者のニーズと、持てる力・強みを反映させたアセスメントの方法と目標設定・計画立案の考え方を学修する。	
	在宅看護学演習	小グループに分かれたグループ学修により、「在宅看護活動/援助論」で学修した事柄を活かして、在宅を想定した看護過程展開の演習を行う。ICF（国際生活機能分類）の概念を用いて、対象者のニーズと、持てる力・強みを反映させたアセスメントを行い、目標設定・計画立案を模擬的に実施する。また、必要な看護技術について、演習室のADL室を活用しながら、身につける演習を行う。		

授 業 科 目 の 概 要					
(国際看護学部看護学科)					
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考		
専 門 教 育 科 目	統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護学実習	訪問看護ステーションにおける実習を通して、地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し、在宅での生活を継続していくための看護上の課題の抽出と、対象の特性や強みを生かした課題解決のための看護展開に必要な看護実践能力を身につける。また、在宅における訪問看護ステーションなどの社会資源活用の現状や、多職種との連携・協働における看護職の役割について理解を深める。	
		医療英語	英字新聞や英語圏の医療雑誌など医療分野に関する題材をもとにしたリーディング中心の語学演習を行い、医療分野で頻出する語彙、構文、表現を学ぶことを通して、看護師として必要な英語コミュニケーション能力の向上を目指す。また、テキスト、プリント、マルチメディア教材等を利用した演習や、対話力向上を目的としたペア、グループによるコミュニケーションの練習などを行う。		
	国 際 看 護 学	国際看護学	現代社会はグローバル化が進み、看護師も広い視野で物事を考えられる能力が求められている。また、人々の健康にはその生活環境や、文化、宗教など文化社会的要因が大きく関与しており、個人に対するケアであっても地球環境全体から考えるグローバルな視点が必要である。この授業では、さまざまな国の現状を知り、世界の健康課題について考え、どのような看護を実践できるかについて考えることで、グローバルな視野を育てる。また、国際看護の主要な概念、異文化看護の理論、保健活動における国際協力等について学ぶ。さらに、途上国の多くの人々が満足な保健医療サービスを受けられずにいる現実を見つめ、世界が協力して改善の努力をするためにはどうしたらよいか、また人口問題をどのように考えるか等について理解を深める。		
		英語診療演習	国内にいる外国人が外来診療に訪れたときや入院したとき、また、外国で診療を受けたときなどを想定して、医療現場でよく使われる医学英語の専門用語、会話表現、略語等を学修し、看護師として必要とされる基本的な英語コミュニケーション能力を身につける。演習では、小グループに分かれ、基本的な場面を想定して、リスニングやロールプレイなどをまじえた演習を行う。		
		国際看護実習 I	国際性の高い国内における病院において、入院している外国人を対象に、問診や日常生活援助など、必要な看護を実施する体験学修を行う。また、外来診療に訪れた外国人を対象に、診察シーンの見学を行い、診察における困難さや症状の訴えに対する理解の仕方などを学ぶ。		
		国際看護実習 II	米国、アジア・オセアニア地域など、諸外国に1週間程度渡航し、その国の病院や医療介護施設等で見学実習を行う。現地において、その国の一般市民の生活状況を確認し、実際の食生活を体験することで異文化における見聞を深めながら、病院や介護施設等を視察し、病院環境の違い、患者の入院(入居)生活の特色、診療体制等における文化の違いを体験する。		

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専 門 教 育 科 目	統 合 分 野	看 護 の 統 合 と 実 践	臨床の看護実践現場を想定して、既習の知識・技術の統合をはかるとともに、看護の専門性、ケアの質の向上を追求する態度を身につけ、科学的根拠に基づいた看護が実践できる能力の習得をめざす。特にこれまで学修してきた各分野の知識・技術を統合しながらコミュニケーション能力、フィジカルアセスメント能力の強化と、臨床現場に近い形での技術訓練の設定を学ぶ。	
			看護研究の基礎	看護における研究の意義や役割を理解し、人間の心身のしくみや看護ケアの効果等について研究的興味を持つことを学修する。また、種々の研究方法の特色について理解を深め、それぞれの基本的な研究過程を学修して、エビデンスに基づいた看護実践を行う基礎とする。さらに、文献検索を効率的に行い、系統的にレビューする方法を学び、科学論文の講読法に習熟する。
			チーム医療と医療安全	病院や看護実践の場を組織的に捉え、チーム医療の意義、および他職種と連携して働く中での看護師としての役割を理解する。また、安全で質の高い看護実践を提供するために、医療事故の予防について基礎的理解を深める。さらに、ヒューマンエラーと医療事故、看護における医療安全の考え方、インシデント報告と事故防止対策、リスクマネジメント、倫理的判断等について学ぶ。
			看護マネジメント	看護管理やマネジメントに関する基礎概念および基礎理論を学修し、看護サービスのマネジメントサイクルを理解する。また、保助看法をはじめとする看護に関連する法律や医療制度について学修するとともに、看護サービスを経営的側面、労働の側面から考え、運営の仕方や情報管理の重要性を理解する。さらに、看護専門職としてのキャリア開発を学び、能力を向上させる必要性について理解を深める。
			遠隔看護と看護情報	現代社会において、医療を取り巻く環境は「病院中心型」の治す医療から、地域全体で支える「地域中心型」への移行が進展している。この授業では、このような医療環境の変化に対応するため、遠隔医療 (Tele-medicine)、遠隔看護 (Tele-nursing) など、情報通信技術を用いた新しい看護情報の集め方について学修する。
			看護とリハビリテーション	疾病や外傷により生じる生活機能の障害や能力の低下と、そこから派生する社会的不利益について学修し、リハビリテーションの観点から看護の役割を理解する。また、疾患や障害に応じた回復期リハビリテーションの看護援助について学ぶ。さらに、国際生活機能分類 (ICF) の意義とその内容について学修し、理学療法士、作業療法士等との連携について理解を深める。
			看護学総合講義	看護の最終学年において、1年次から4年次までの学修を振り返り、総まとめとして、本学科の看護専門教授による講義を実施する。専門基礎科目および全領域の専門科目を対象とし、学修成果をわかりやすくするために、講義だけでなく、一部に問題形式を利用するなどして学修形態に工夫を加え、学生の学修意欲を高める。また、学生は小グループに分かれて、互いに知識の共有化ができるように配慮する。

授 業 科 目 の 概 要				
(国際看護学部看護学科)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
専門 教育 科目	統合 分野	看護 の 統 合 と 実 践	応用看護演習OSCE/IBT	看護実践能力評価試験は、本学のディプロマポリシーの一つである、「科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。」の精神に則り、専門的な看護実践の基礎的な能力である、知識・技能・態度の達成度について、その習熟度を評価し、以後の自己学修課題を明らかにするためにを行う。学修修得段階では、看護基礎技術の段階である「よくわかる」に向かう前提の評価として活用する。
			看護学統合実習	看護学の専門領域について、これまでに学修した看護学の理論や方法論を活用し、さまざまな看護の場、健康レベルにある対象者の理解を通じて看護の専門性を統合・探求するとともに、この科目を通して、今後の看護のあり方について考えを深める。看護の専門領域は複数コースが準備されている。学生個人の興味に合わせ、準備されたコースのうちの1コースを選択して学修を深め、各コースの学修目標に沿った学びを行う。

組織の移行表

令和2年度

●医療創生大学

学部等	学科等	入学定員	収容定員	変更の事由
薬学部	薬学科	90	540	
看護学部	看護学科	80	320	
健康医療科学部	作業療法学科	40	160	
	理学療法学科	60	240	
心理学部	臨床心理学科	60	240	
合計		330	1,500	

●医療創生大学大学院

・修士課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	5	10	
	小計	5	10	
人文学研究科	臨床心理学専攻	10	20	
	小計	10	20	
合計(修士課程)		15	30	

・博士後期課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	2	6	
合計(博士後期課程)		2	6	

●千葉・柏リハビリテーション学院

理学療法学科	80	240	
作業療法学科	40	120	
合計		120	360

●岡山・建部医療福祉専門学校

看護学科	80	240	
合計		80	240

●葵会仙台看護専門学校

看護学科	120	360	
合計		120	360

●葵会柏看護専門学校

看護学科	80	240	
合計		80	240

令和3年度

●医療創生大学

学部等	学科等	入学定員	収容定員	変更の事由
薬学部	薬学科	90	540	
看護学部	看護学科	80	320	
健康医療科学部	作業療法学科	40	160	
	理学療法学科	60	240	
心理学部	臨床心理学科	60	240	
国際看護学部	看護学科	80	320	
合計		410	1,820	

●医療創生大学大学院

・修士課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	5	10	
	小計	5	10	
人文学研究科	臨床心理学専攻	10	20	
	小計	10	20	
合計(修士課程)		15	30	

・博士後期課程

生命理工学研究科	生命理工学専攻	2	6	
合計(博士後期課程)		2	6	

●千葉・柏リハビリテーション学院

理学療法学科	80	240	
作業療法学科	40	120	
合計		120	360

●岡山・建部医療福祉専門学校

看護学科	80	240	
合計		80	240

●葵会仙台看護専門学校

看護学科	120	360	
合計		120	360

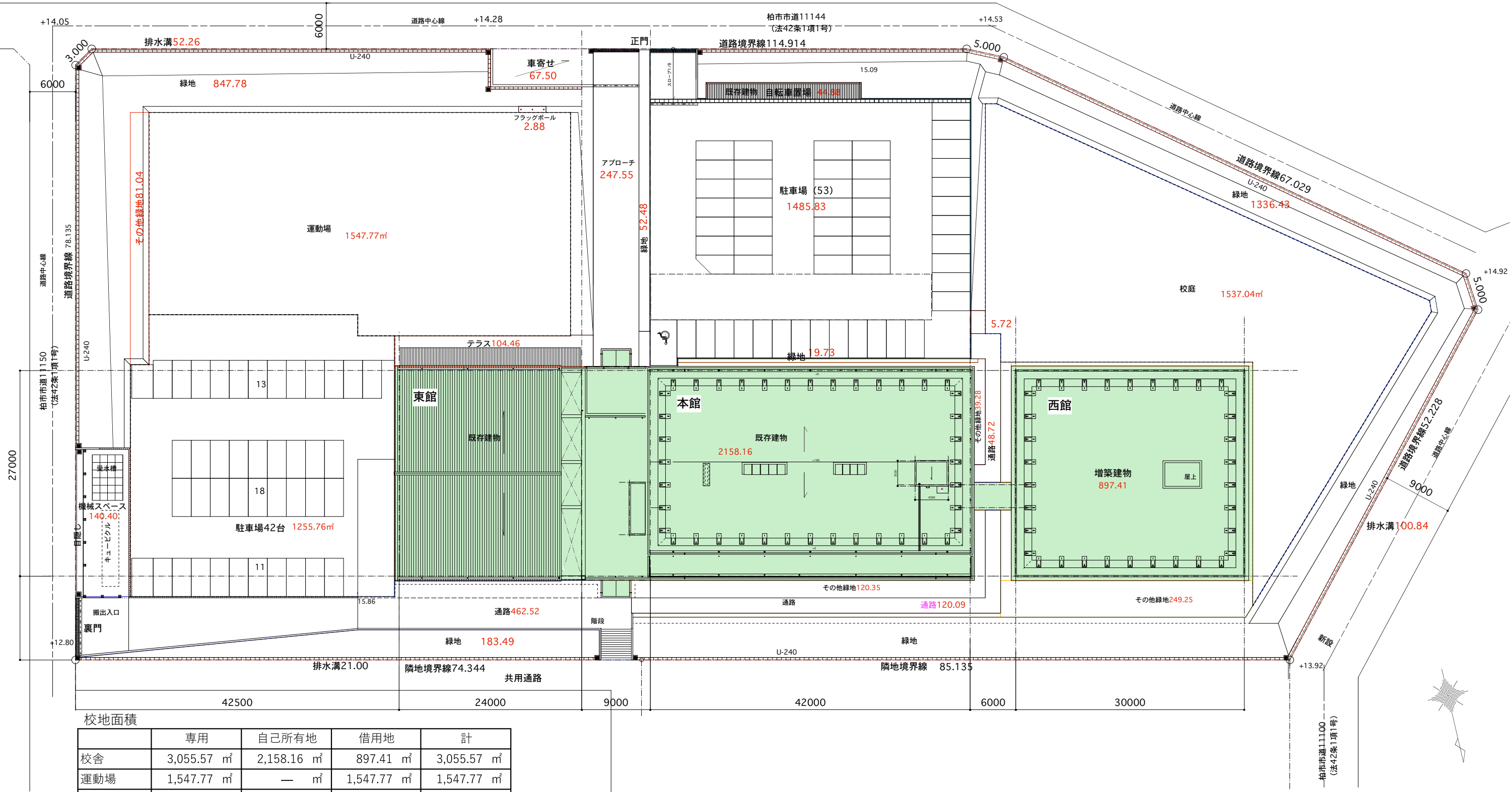
●葵会柏看護専門学校

看護学科	0	0	令和3年4月学生募集停止
合計		0	0

最寄り駅から医療創生大学国際看護学部の図面



医療創生大学国際看護学部校舎平面図



校地面積

	専用	自己所有地	借用地	計
校舎	3,055.57 m ²	2,158.16 m ²	897.41 m ²	3,055.57 m ²
運動場	1,547.77 m ²	— m ²	1,547.77 m ²	1,547.77 m ²
駐車場	2,741.59 m ²	— m ²	2,741.59 m ²	2,741.59 m ²
校庭	1,537.04 m ²	— m ²	1,537.04 m ²	1,537.04 m ²
自転車置場	44.88 m ²	— m ²	44.88 m ²	44.88 m ²
緑地その他	4,303.94 m ²	486.67 m ²	3,817.27 m ²	4,303.94 m ²
合計	13,230.79 m ²	2,644.83 m ²	10,585.96 m ²	13,230.79 m ²

医療創生大学国際看護学部 配置図(面積)

医療創生大学学則（案）

目 次

- 第1章 目的（第1条）
- 第2章 学部、学科及び附属教育研究機関（第2条—第4条）
- 第3章 修業年限及び収容定員（第5条・第6条）
- 第4章 教職員組織（第7条）
- 第5章 大学評議会（第8条・第9条）
- 第6章 教授会等（第10条—第13条の2）
- 第7章 学年、学期及び休業日（第14条—第16条）
- 第8章 授業科目、単位及び単位の授与（第17条—第29条）
- 第9章 履修方法（第30条—第32条）
- 第10章 卒業の要件及び学位の授与（第33条）
- 第11章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍（第34条—第49条）
- 第12章 学費（第50条—第52条）
- 第13章 賞罰（第53条—第55条）
- 第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生（第56条—第58条の2）
- 第15章 研究生及び聴講生（第59条—第61条）
- 第16章 公開講座（第62条・第63条）
- 第17章 自己点検・評価等（第64条—66条）

附 則

第1章 目的

- 第1条 医療創生大学（以下「本学」という。）は、教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、学術を中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力の展開により人間形成に努め、国家、社会に貢献し得る有能な人材を育成すると共に人類の発展に寄与すること及び科学的根拠に基づいた術を備えた慈愛のある医療人の創生を教育の理念・目的とする。
- 2 本学は、前項に掲げる目的を実現するための教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第2章 学部、学科及び附属教育研究機関

第2条 本学に次の学部を置く。

- (1) 薬学部
- (2) 看護学部
- (3) 健康医療科学部
- (4) 心理学部
- (5) 国際看護学部

2 本学に大学院を置く。

- (1) 大学院の学則は別に定める。

第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。

- (1) 薬学部
 - 薬学科
- (2) 看護学部
 - 看護学科
- (3) 健康医療科学部
 - 作業療法学科
 - 理学療法学科
- (4) 心理学部
 - 臨床心理学科
- (5) 国際看護学部
 - 看護学科

第3条の2 学部学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は別表第1に定める。

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項のほか、本学に次の各号の附属教育研究機関を置く。

- (1) 地域連携センター
- (2) 心理相談センター
- (3) 健康科学リサーチセンター

3 図書館等附属教育研究機関の管理、運営その他必要な事項は別に定める。

第3章 修業年限及び収容定員

第5条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、在学年数は12年を超えることができない。

2 看護学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

3 健康医療科学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

4 心理学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

5 国際看護学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。

第6条 収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		410人	1,820人

第4章 教職員組織

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教又は助手を置かないことができる。

- 2 前項のほか、副学長、学部長、技術職員、及び客員教員、その他必要な教職員を置くことができる。
- 3 前第1項、第2項のほか、本学に学長補佐、学科主任、図書館長、附属教育研究機関長、学生部長及び事務局長を置くことができる。
- 4 前項のほか、学部長補佐、副附属教育研究機関長等を置くことができる。

第5章 大学評議会

第8条 本学に大学評議会を置く。

- 2 大学評議会は学長の諮問に応じて、第9条に掲げる事項を審議する。
- 3 大学評議会は次の各号に掲げる大学評議員をもって組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 学部長
 - (4) 大学院研究科長
 - (5) 図書館長
 - (6) 地域連携センター長
 - (7) 心理相談センター長
 - (8) 健康科学リサーチセンター長
 - (9) 学部所属教授各2名
- 4 学長は、大学評議会を招集し、その議長となる。
- 5 大学評議会の運営については別に定める。

第9条 大学評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育、研究に関する全学的重要事項
- (2) 学則その他重要な規則に関する全学的共通事項
- (3) 学生の厚生補導及びその身分の基準に関する事項
- (4) 全学共通教育科目及び全学的な資格科目に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

第6章 教授会等

第10条 本学各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、当該学部に所属する専任の教授、准教授、講師、助教をもって組織する。
- 3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 4 教授会は、必要があると認めるとき各種の委員会を置くことができる。
- 5 教授会の運営について必要な事項は、別に定める。

第11条 教授会は、当該学部に関わる次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に定めるもののほか、当該学部の教育研究に関する事項について審議し、学長に報告するものとする。

3 第1項第3号及び前項に定める事項については、教授会運営細則に定める。

第12条 教授会が必要と認めたとき、教授会構成員の一部をもって組織する代表委員会を置くことができる。

2 前項の場合、代表委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

3 代表委員会の審議事項は、教授会が定める。

4 代表委員会の組織、運営については別に定める。

第13条 本学に、大学全体の運営に関する事項を連絡調整するため学部長会を置く。

2 学部長会は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長及び事務局長をもって組織する。

3 前項のほか、学長が必要と認めたとき、他の教職員を加えることができる。

4 学部長会の運営について必要な事項は別に定める。

第13条の2 学長が必要と認めたとき、諮問委員会を置くことができる。諮問委員会の組織、運営等について必要な事項は、別に定める。

第7章 学年、学期及び休業日

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第15条 学年を分けて次の二学期とする。

前学期 4月1日から 9月21日まで

後学期 9月22日から 翌年3月31日まで

2 学長は必要により、学期の開始及び終了について、変更することができる。

第16条 休業日は次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 春期休業日 3月23日から3月31日まで

(4) 夏期休業日 8月1日から9月21日まで

(5) 冬期休業日 12月24日から 翌年1月7日まで

2 学長は必要により休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、又は休業日に授業をさせることができる。

第8章 授業科目、単位及び単位の授与

第17条 授業科目は全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）、専門教育科目に区分される。

2 前項の授業科目及び単位数は別表第2、第3、第4、第5、第6及び第7のとおりとする。

第18条 前条の授業科目の履修形態は必修科目、選択科目及び自由科目とする。

第19条 授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

2 卒業研究の単位は、薬学部は10単位、看護学部は2単位、健康医療科学部は4単位、心理学部は8単位とする。

第20条 卒業研究については、あらかじめ指導教員の指導により題目を決定し、最終学年次の学科指定日までに提出しなければならない。

第21条 履修しようとする授業科目は毎学年次のはじめに届出しなければならない。ただし、自由科目、他学部専門教育科目の履修については届出に際し、許可を得なければならない。

第21条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第22条 単位の認定は、試験によってこれを行う。ただし、授業科目の種類によっては、他の方法によることができる。

第23条 試験は定期試験及び臨時試験とし、定期試験は学年末又は学期末に行う。

2 試験について必要な事項は別に定める。

第24条 いずれの授業科目でも授業時数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の受験資格を失う。ただし、病気又は正当の理由による長期欠席の場合は考慮されることがある。

第25条 病気その他やむを得ない事情で試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

2 前項により追試験を願ひ出る学生は、指定された期間内に追試験申請書及び必要書類を提出し、許可を得なければならない。

3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は別表第10に定めるとおりとする。

第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。

2 再試験について、必要な事項は別表第11に定める。

第26条 授業科目の成績は、S、A、B、C、Fの評価で表わし、S、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格判定科目については、P又はHで表し、Pを合格、Hを不合格とする。

3 第1項の成績の評価基準は、Sは100点から90点、Aは89点から80点、Bは79点から70点、Cは69点から60点とし、Fは次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 59点以下の場合

(2) 第24条に定める授業時数の3分の1以上欠席した者

4 第2項に定める成績の評価は、学習態度、学習意欲及び提出課題の報告書の提出等の成績を総合的に判断して行う。

5 前各号の規定にかかわらず、他大学等において修得した単位を認定する場合は、Tで表す。

6 成績の評価について必要な事項は、別に定める。

第26条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

3 前項で定める基準については、別に公表する。

第27条 進級するためには、別表第9に定める進級基準を満たさなければならない。

第28条 学長が教育上有益と認めたときは、他の学部が開設する授業科目を履修することができる。

2 前項により修得した単位は、教授会の定めにより、当該単位を卒業に必要な単位として認めることができる。

第29条 学長が教育上有益と認めるときは、国内及び諸外国の他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により学修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て認定することができる。ただし、60単位を超えて認定することはできない。
- 3 国内及び諸外国の他大学等における授業科目の履修について必要な事項は別に定める。

第9章 履修方法

第30条 全学共通教育科目（初年次教育科目、リテラシー教育科目、外国語教育科目、一般教養科目、健康・スポーツ教育科目）のうち必修科目は指定年次に、選択科目は、第5条に定める在学年数内で履修する。

2 初年次教育科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。

- (1) 薬学部にあっては4単位
- (2) 看護学部にあっては2単位
- (3) 健康医療科学部にあっては2単位
- (4) 心理学部にあっては4単位
- (5) 国際看護学部にあっては2単位

3 リテラシー教育科目については、別表第2(2)に開設する科目2単位を修得しなければならない。

4 外国語教育科目については、別表第2(3)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 薬学部、看護学部、心理学部にあっては6単位
- (2) 健康医療科学部にあっては2単位
- (3) 国際看護学部にあっては6単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から2単位

5 一般教養科目については、別表第2(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 薬学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学、外国語教育科目の選択科目から8単位以上
- (2) 看護学部にあっては、人文科学・社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ2単位以上計6単位以上
- (3) 健康医療科学部にあっては、人文科学の必修科目から2単位、自然科学の必修科目から2単位、社会科学の選択科目から2単位以上計6単位以上
- (4) 心理学部にあっては、人文科学から必修科目2単位、選択科目2単位以上計4単位以上、社会科学・自然科学の選択科目からそれぞれ4単位以上計12単位以上
- (5) 国際看護学部にあっては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ2単位以上、自然科学の必修科目から1単位、選択科目から2単位以上計7単位以上

6 健康・スポーツ教育科目については、別表第2(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。

- (1) 薬学部、看護学部、心理学部、国際看護学部にあっては4単位
- (2) 健康医療科学部にあっては3単位

第31条 専門教育科目については、第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項に示す単位数を修得しなければならない。

- 2 薬学部にあつては、別表第 3 薬学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 162 単位以上を修得しなければならない。
- 3 看護学部にあつては、別表第 4 看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 104 単位以上を修得しなければならない。
- 4 健康医療科学部にあつては、別表第 5 健康医療科学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 109 単位以上を修得しなければならない。
- 5 心理学部にあつては、別表第 6 心理学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 96 単位以上を修得しなければならない。
- 6 国際看護学部にあつては、別表第 7 国際看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて 101 単位以上を修得しなければならない。

第 3 2 条 1 年間に履修できる授業科目の単位数は、45 単位を超えることができない。

- 2 学長が特に必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

第 1 0 章 卒業の要件及び学位の授与

第 3 3 条 本学を卒業するには、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は 4 年以上、薬学部は 6 年以上在学し、第 30 条から第 32 条の規定に従い、看護学部、健康医療科学部、心理学部、国際看護学部は 124 単位以上、薬学部は 186 単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。

薬学部	薬学科	学士（薬学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
健康医療科学部	作業療法学科	学士（作業療法学）
	理学療法学科	学士（理学療法学）
心理学部	臨床心理学科	学士（心理学）
国際看護学部	看護学科	学士（看護学）

第 1 1 章 入学、編入学、転部、休学、退学及び除籍

第 3 4 条 本学の入学の時期は、学期の始めとする。

第 3 5 条 本学に入学することのできる者は次の各号の 1 に該当するものとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校を卒業した者
- (3) 通常課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(9) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 36 条 入学は選考の上これを許可する。

2 本学へ入学を志願する者は、所定の出願書類を提出し、入学検定料を納めなければならない。

3 入学検定料は、別に定める。

4 入学者の選考について必要な事項は、別に定める。

第 37 条 入学の許可を得た者は、保証人を定めた上、所定の書類及び学費を納めなければならない。

第 38 条 保証人は父母その他本人につき責任を持ち得る者とする。

第 39 条 他大学等から本学に編入学を希望する者があるときは、学科に欠員ある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。ただし、その時期は学期の始めを原則とする。

2 編入学を許可された者の本学入学の諸手続は第 37 条に準じ、かつ、前学校において履修した単位の修得証明書を提出しなければならない。

3 修得単位の認定に関する細則は、別に定める。

4 編入学の選考について必要な事項は、別に定める。

第 40 条 本学に編入学できる者は、次の各号の 1 に該当する者とする。

(1) 学士の学位もしくは学士号を有する者

(2) 短期大学もしくは高等専門学校を卒業した者

(3) 学校教育法第 58 条の 2 に該当する者

(4) 学校教育法第 132 条に該当する者

(5) 大学、短期大学に 1 年以上在学した者

第 41 条 編入学した者の本学において在学すべき年数は、前条第 1 項各号に掲げる大学等における修業年数に相当する年数以下の期間を控除した期間とすることができる。

2 その他、編入学について必要な事項は、別に定める。

第 42 条 本学が教育上有益と認めたとき、入学する前に大学又は短期大学等において修得した単位を、60 単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。

2 前項により認定された単位数と第 29 条第 2 項により認定された単位数の合計は、60 単位を超えてはならない。ただし、編入学については、60 単位を超えて修得した単位を認定することができる。

3 単位の認定について必要な事項は、別に定める。

第 43 条 本学在 student で、他学部への転部を志願する者がある時は、関係教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 転部に関し、必要な事項は別に定める。

第 44 条 病気その他やむを得ない事由で 3 ヶ月以上修学できない者は休学することができる。その場合、医師の診断書、又は理由書を添え休学願を保証人連署の上、提出し許可を得なければならない。

2 休学は当該年度限りとする。ただし、引き続き休学を要する者は許可を得て、休学を延長することができる。

3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学した者は、休学の事由が消滅したとき、又は休学の期間が満了したときは、復学願を保証人連署の上、提出し許可を得て学期のはじめに復学することができる。

第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、別表第8に定める在籍料を納めなければならない。

第46条 病気その他の事由により退学する場合は、その理由を添えて保証人と連署の上、願い出て許可を得なければならない。

第47条 病気のため1週間以上に及び授業を欠席する場合は、医師の診断書を添えて所定の用紙により届け出なければならない。

第48条 次の各号の1に該当する場合は除籍する。

- (1) 在学期間が所定の年数を超える者
- (2) 学費を滞納し催告しても納入しない者
- (3) 死亡の届け出があった者

2 前項2号により除籍された者が復籍を希望する場合は所定の学費を納めて当該年度末までに復籍願を提出し、許可を得なければならない。

第49条 本学を退学した者又は除籍となった者で、退学又は除籍後2年以内に同一学部にも再入学を希望する者は、選考の上、再入学することができる。ただし、第48条第1項第1号により除籍となった者及び第55条により退学した者は、再入学することができない。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

第12章 学費

第50条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、別表第8のとおりとする。

2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きと同時に前項の学費及び諸会費を納めなければならない。

3 授業料、施設拡充費、実務実習費及び諸会費は所定の期日までに納めなければならない。なお、2期に分けて納めることができる。

4 聴講生は、別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。

5 研究生は、別表第8による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

6 科目等履修生は、別表第8による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。

7 いったん納入した学費は返還しない。ただし、入学の許可を得た者で、所定の期日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費を返還する。

第51条 学費を延納しなければならない事由があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を得なければならない。

第52条 成績優秀にして学費の支弁が困難な者には、学費を貸与することができる。

第13章 賞罰

第53条 品行方正で学業優秀な者、又は他の学生の範とすべき篤行のある者は表彰することができる。

第54条 本学学生にして本分に反した行為があった場合はその軽重に従い譴責、停学又は退学処分にかかる。

2 本分に反する行為及びその取扱いについては、別に定める。

第55条 次の各号の1に該当する者は退学させることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学業成績劣等で、成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由なく出席常でない者
- (4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (5) 反社会的行為により、法律上の処分又はそれに準ずる扱いを受けた者

第14章 委託生、科目等履修生、外国人学生及び留学生

第56条 大学における授業科目の1又は複数を履修しようとする者は選考の上、委託生、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 委託生及び科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

第57条 外国人で入学しようとする者があるときは、選考の上、外国人学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人学生に関する必要な事項は別に定める。

第58条の2 留学生の別科に関する必要な事項は別に定める。

第15章 研究生及び聴講生

第59条 本学において学位取得を目的とせず、特定主題について研究を志願する者があるときは選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第60条 本学において聴講を志願する者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない場合に限り、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

第61条 聴講生は聴講した授業科目について試験を受けることができる。試験に合格した時は本人の請求により証明書を与える。

第16章 公開講座

第62条 本学に公開講座を開設することができる。

第63条 公開講座に関する規定は、別に定める。

第17章 自己点検・評価等

第64条 本学の教育研究水準の向上を図り、本学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検・評価の結果について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

3 自己点検・評価の実施について必要な事項は、別に定める。

第65条 本学は、本学教員の教育研究活動及び職員の教育研究等支援における資質向上・能力開発に関する授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の研修及び研究の実施について必要な事項は、別に定める。

第66条 本学は、教育研究活動等の状況並びに教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報等（以下「教育情報」という。）を公表する。

2 教育情報の公表について必要な事項は、別に定める。

附 則 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、平成元年度以前の入学生については、別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、平成2年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

2 第5条の規定にかかわらず、入学定員は、平成3年度より平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
理工学部	基礎理学科	60人
	物性学科	60人
	電子工学科	120人
	機械工学科	120人
人文学部	日本文学科	90人
	英米文学科	90人
	社会学科	90人
合計		630人

3 第25条第1項の人文学部社会学科の高等学校教諭1種免許状「地理歴史」及び「公民」の教科に関して、及び別表第6（教職課程授業科目及び単位数）については、平成2年度人文学部社会学科入学生に対しても適用するものとする。

附 則

本学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、平成3年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。また学位の授与については平成3年度卒業生に対しても適用する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成7年度以前の入学生については、別表第2（一般教育科目等授業科目及び単位数）から別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成8年度以前の入学生については、第8章（授業科目及び単位）、第9章（履修方法）及び別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年度以前の入学生については別表第11（学費）に限り従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、入学定員は平成12年度より平成16年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
学部学科						
理工 学部	基礎理学科	60人	60人	60人	60人	60人
	物性学科	50人	40人	40人	40人	40人
	電子工学科	119人	118人	112人	106人	100人
	機械工学科	119人	118人	112人	106人	100人
人文 学部	日本文学科	87人	82人	79人	76人	73人
	英米文学科	84人	80人	78人	75人	72人
	社会学科	90人	90人	86人	83人	80人
合計		609人	588人	567人	546人	525人

附 則

- 1 本学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条は、平成13年度入学生より適用する。
- 2 [基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科の存続に関する経過処置]
基礎理学科、物性学科、電子工学科、日本文学科、英米文学科、社会学科は、学則第3条の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 第6条及び平成12年附則第2項の規定にかかわらず、入学定員は平成13年度より平成15年度までの間は次のとおりとする。

年度		平成13年度	平成14年度	平成15年度
学部学科				
理工 学部	環境理学科	105人	98人	94人
	電子情報学科	98人	92人	86人
	機械工学科	97人	91人	85人
人文 学部	言語文化学科	126人	125人	123人
	現代社会学科	87人	86人	83人
	心理学科	75人	75人	75人
合計		588人	567人	546人

附 則

本学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 43 条の復学の時期については平成 15 年度以前の入学生についても適用する。また、別表第 11 学費の入学検定料は平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科の存続に関する経過処置]
環境理学科、電子情報学科、機械工学科、言語文化学科は、学則第 3 条の規程にかかわらず平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、科学技術学部生命環境学科の選択科目「自然体験プログラム」追加は、平成 17 年度以降入学者にも適用する。

附 則

本学則は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度以前の入学生については従前の例による。
- 2 [生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科の存続に関する経過処置]
生命環境学科、電子情報学科、システムデザイン工学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 22 年度以前の入学生については、第 32 条に限り従前の例による。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項第 3 号、第 24 条第 1 項第 3 号及び別表 5 については、平成 25 年度入学生から適用する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [科学技術学部科学技術学科の存続に関する経過措置]

科学技術学部科学技術学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 [人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科の存続に関する経過措置]

人文学部表現文化学科、現代社会学科、心理学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 27 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
科学技術学部	科学技術学科	130 人	520 人
人文学部	表現文化学科	90 人	360 人
	現代社会学科	95 人	380 人
	心理学科	90 人	360 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人
計		495 人	2,160 人

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年度以前の入学生については従前の例による。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 30 年度以前の入学生については従前の例による。

2 [教養学部 地域教養学科の存続に関する経過措置]

教養学部 地域教養学科は、学則第 3 条の規定にかかわらず平成 31 年 3 月 31 日に当該学部学科に在籍する者が当該学部学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 第 6 条の規定にかかわらず、平成 28 年度から平成 30 年度までの入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
教養学部	地域教養学科	120 人	480 人
薬学部	薬学科	90 人	540 人
看護学部	看護学科	80 人	320 人
計		290 人	1,340 人

4 大学の名称変更については、平成 31 年 4 月 1 日以降に在籍するすべての学生に適用する。

- 5 別表第7進級基準については、平成30年度以前の入学生にも適用し、平成31年4月1日から施行する。
- 6 留学生別科については、平成31年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成31年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
計		270人	1,260人

附 則

本学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については従前の例による。

附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については従前の例による。

- 2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
計		330人	1,500人

別表第1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

(1) 薬学部

学部	薬学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、豊かな人間性を有し、地域の人々の健康を率先して守ることのできる、研究マインドと確かな知識に裏打ちされた、自律・自立した薬剤師を育成することを教育研究上の目的とする。一人ひとりの学生を大切にす手塩にかけける教育を行い、従来の薬剤師としての職能に加えて、チーム医療の中で貢献できる、問題発見能力と問題解決能力を備えた薬剤師を育成し、地域社会に有為な人材を送り出すことを目指す。
学科	<p>薬学部の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤師の社会的義務を認識し、医療の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を具現できる。 2 医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用する力を有する。 3 患者本位の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。 4 地域の医療および保健に貢献するために、薬剤師としての実践的能力を有する。 5 薬剤師として科学と医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学習ができる。

(2) 看護学部

学部	看護学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、幅広い教養と豊かな人間性を養い、看護専門職として必要とされる基本的な知識・技能・態度に基づいた看護実践能力を修得するとともに、将来にわたり看護の向上に資するための能力を養い（すなわちESD: Education for Sustainable Development を実践し）、人々の健康の保持増進に寄与することのできる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
学科	<p>看護学部の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな教養に基づき、看護の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2. EBN (Evidence Based Nursing: 根拠に基づいた看護) に基づき、自律的に看護を実践することができる。 3. 生命の尊厳と人権を尊重する姿勢を身につけ、多職種と連携・協働することができる。 4. 地域の健康課題に関するニーズをとらえ、災害時の援助活動も含め、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 5. 看護専門職として科学と看護の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。

(3) 健康医療科学部

学部	<p>健康医療科学部は、本学の教育理念・目的を踏まえて、「地域社会に貢献できる人の育成」に基づき、地域で生活するあらゆる世代の人々がその人らしく、健康を維持・増進しながら、必要に応じて効果的な医療サービスを受け、可能な限り自立した生活ができるよう、健康から疾病の回復に至るまで連続的な視点で捉え、科学的根拠に裏づけされた専門的知識・技術を備えた専門職者 (Evidence-Based Practitioner) を育成することを教育研究上の目的とする。さらに、高齢化が進む地域医療等の現場において、住民の真の声に耳を傾けきめ細かな地域ニーズを調査できる人材、また、課題解決に向けた具体的な計画を立案し、着実に実施できる人材を育成する。</p> <p>健康医療科学部の学位授与の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進および疾病からの回復の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2. 地域の健康・医療課題を的確に把握し、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3. 健康・医療に関わる課題を解決するために科学的思考が展開できる。 4. 健康・医療に関わる専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。
学科	<p>健康医療科学部作業療法学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2. 地域に住む孤立しがちな人びとや、心身および生活上の障害を抱えた人びとの個別な健康・医療課題を的確に把握し、子どもから高齢者に至るまでその人らしく生活できるように、その生活支援や就労支援を行うことで、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3. 健康・医療に関わる課題を解決するために、作業療法の専門的な過程を用いて根拠に基づいた科学的思考が展開でき、優れた作業療法技術を駆使して生活能力の再獲得への支援ができる。 4. 健康・医療に関わる作業療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。

理学療法学科	<p>健康医療科学部理学療法学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広い視野と豊かな教養に基づき、健康の維持・増進およびリハビリテーション専門職の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。 2. 地域に住む人々の健康・医療課題を的確に把握し、疾病や障害を予防することや、疾病や障害から生ずる身体機能および能力の回復・改善を促すことを通して、積極的に地域貢献できる能力と態度を身につけている。 3. 健康・医療に関わる課題を解決するために、理学療法の専門的な過程を用いて根拠に基づいた科学的思考が展開でき、優れた理学療法技術を駆使して日常生活活動に関わる基本動作や身体能力の維持・改善に対する支援ができる。 4. 健康・医療に関わる理学療法の専門家として科学と健康・医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的かつ能動的な学修ができる。
--------	---

(4)心理学部

学部	<p>心理学の専門性を備えて社会の中で自らの心の健康のみならず、対人関係の調整やストレスへの対処などに関する専門的な知識を持ち、人間関係の調整に役立つスキルを備えた社会人を育成する。</p> <p>そのため、「①現代社会の諸問題に対し、心理学や実証科学的な観点に立ち、適切な情報処理と問題解決ができるための知識・技能を修得する。②多様な社会生活において、自分や周囲の人たちの心の健康を維持・促進するために、柔軟でバランスのとれた人間環境理解とそれに基づいた対応ができるための知識・技能・態度を修得する。③卒業後に公認心理師の受験資格取得をめざし、保健医療や福祉、教育、その他の分野において「心の専門家」として活躍できるための基礎的な心理学の知識・技能を修得する。」ことを教育研究上の目的とする。</p> <p>心理学部の学位授与の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。 2. 社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 3. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 4. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。
学科	<p>臨床心理学科では、基礎心理学と臨床心理学をバランスよく学び、現代社会における多様なニーズに応え、地域社会や職場、家庭におけるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチできる人材を養成する。</p> <p>そのため、「①人の生涯発達や認知機能、社会的行動について基本的な知識を身につける。②対人支援に関する知識やスキルと、メンタルヘルスに関する基礎的な知識を統合的に身につける。③円滑な対人関係を維持するための基本的な能力を身につける。④公認心理師や臨床心理士を目指す学生は、大学卒業時点では、受験資格を取得できないため、受験資格取得につながる基礎的な知識・技能・態度を身につける。」ことを学科の教育研究上の目的とする。</p> <p>心理学部臨床心理学科の教育目的を達成するために以下の能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学位を授与する。</p> <p>心理学部の学位授与の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 変化する社会に対応し、周囲の人たちと協働しながら、生涯にわたり主体的に学び続ける意欲・態度を修得している。 2. 社会人として、自分や周囲の人たちの心の健康に関する心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 3. 社会人として、多様な人間関係を理解し、対応するための心理学の基礎的な知識・技能を修得している。 4. 実証科学としての心理学の観点に立ち、適切に情報を処理し、現代社会の諸問題を解決するための基礎的な思考力・判断力・表現力を修得している。

(5) 国際看護学部

学部	<p>国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、「グローバルな視点をもった社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。</p> <p>グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。</p>
学科 看護学科	<p>看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。2. 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。3. 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。4. 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。5. 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。

別表第2 全学共通教育科目及び単位数

(1) 初年次教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
イ グ ナ イ ト 教 育 1 A	3		(薬学部)
イ グ ナ イ ト 教 育 1 B	1		(薬学部)
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー	2		(看護学部、健康医療科学部、国際看護学部)
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー 1	2		(心理学部)
フ レ ッ シ ャ ー ズ セ ミ ナ ー 2	2		(心理学部)
計	10	0	

(2) リテラシー教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
日 本 語 リ テ ラ シ ー	1		
コ ン ピ ュ ー タ リ テ ラ シ ー	1		
計	2	0	

(3) 外国語教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
英 語 A	1		
英 語 A	2		
英 語 B 1 ※	1		※1健康医療科学部は選択
英 語 B 2 ※	1		
英 語 C 1 ※	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)
英 語 C 2 ※	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)
中 国 語 1 ※	2	1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学部・健康医療科学部・国 際看護学部のみ開講
中 国 語 2 ※	2	1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学部・健康医療科学部・国 際看護学部のみ開講
韓 国 語 1	1	1	2年次から4年次に履修
韓 国 語 2	2	1	2年次から4年次に履修
計	6	4	

外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を修得しなければならない。

また、国際看護学部においては、中国語、もしくは韓国語のいずれかの言語科目から2単位以上修得すること。

(4) 一般教養科目

	授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
人文科学分野	哲学の世界		2	※1「世界の歴史と文化」は、薬学部・看護学部・健康医療科学部・国際看護学部のみ開講。国際看護学部においては、当該科目を「社会科学分野」とする。 ※2「芸術の世界」「日本の歴史と文化」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 ※3 心理学部は必修 ※4 健康医療科学部は必修
	こ と ば の 科 学		2	
	心理学概論 ※	3	2	
	世界の歴史と文化 ※	1	2	
	倫理学の世界 ※	4	2	
	芸術の世界 ※	2	2	
	文学の世界		2	
社会科学分野	日本の歴史と文化 ※	2	2	
	法学入門 ※	2	2	※1「経済学入門」「経営学入門」「ジェンダー論」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 ※2 国際看護学部は「法学入門」「社会学入門」「世界の歴史と文化」を開講。「世界の歴史と文化」は国際看護学部のみ「社会科学分野」として位置付ける。
	経済学入門 ※	1	2	
	社会学入門 ※	2	2	
	災害からの復興		2	
	暮らしのなかの憲法		2	
	経営学入門 ※	1	2	
ジェンダー論 ※	1	2		
自然科学分野	政治学入門		2	※1「地球環境の科学」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 ※2 健康医療科学部は必修 ※3 国際看護学部は「自然科学のあゆみ」「統計のしくみ」「生命の科学」「情報演習」のみ開講。 ※4 国際看護学部のみ開講。
	(世界の歴史と文化) ※	2	(2)	
	自然科学のあゆみ ※	3	2	
	健康と薬		2	
	統計のしくみ ※	3	2	
	生命の科学 ※	3	2	
健康・スポーツ教育科目	食品の科学 ※	2	2	
	地球環境の科学 ※	1	2	
	情報演習 ※	4	1	
	計	1	44	

(5) 健康・スポーツ教育科目

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備考
健康の科学	2		※健康医療科学部は1科目選択必修
健康・スポーツ 1 ※	1		
健康・スポーツ 2 ※	1		
計	4	0	

授業科目					必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備 考
臨	床	統	計	学	1		
製		剤		学	1		
薬	事	関	制	度	1		
薬	事	関	法	規	1		
化	学	系	実	習	3		
物	理	系	実	習	2		
治	療	系	実	習	2		
生	物	系	実	習	2		
衛	生	系	実	習	2		
調	剤	系	実	習	2		
ブ	レ	実	務	実	4		
病	院		実	習	10		
薬	局		実	習	10		
卒	業	研	究	A		10	1科目 選択 必修
卒	業	研	究	B		10	
薬	学	総	合	演	7		
臨	床	生	理	学		1	
フ	ア	マ	ド	リ	ル	2	
フ	ア	マ	ド	リ	ル	1	
臨	床	血	液	学		1	
臨	床	栄	養	学		1	
臨	床	免	疫	学		1	
植	物	薬	品	学		1	
放	射	薬	品	学		1	
薬	学	英	機	語		1	
生	物	有	機	学		1	
看		護	と	学		1	
食	品	と	健	学		1	
フ	ア	マ	ド	リ	ル	3	
薬	物	治	療	特		1	
地	域	・	在	宅	医	1	
フ	ア	マ	ド	リ	ル	4	
向	精	神	薬	論		1	
漢	方	治	療	学		1	
ク	リ	カ	ケ	一	ス	2	
救	急	・	中	ス	タ	1	
フ	ア	マン	ド	リ	ル	5	
ア	ン	エイ	グ	と	終	1	
M	R	実	践	末	期	1	
香		粧	品	学		1	
生	物	構	造	薬	学	1	
医	薬	品	開	発	概	1	
物	理	系	薬	学	要	1	
化	学	系	薬	学	要	1	
生	物	系	薬	学	要	1	
健	康	と	環	境	要	1	
薬	と	疾	病		要	1	
医	薬	品	創	製	要	1	
薬	学	と	社	会	要	1	
教						2	
物		理		学		2	
化		学		学		1	
化		学		学		2	
化		学		学		1	
生	物		学			1	
生	物		学			2	

授業科目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	備 考
自然科学実習入門	2		
物理化学演習	1		
物理化学演習	2		
化学演習	1		
化学演習	2		
生物化学演習	1		
生物化学演習	2		
数学入門		1	
薬品分析学基礎		1	
数学基礎演習	1	1	
数学基礎演習	2	1	
イグナトイト教育	2	B	1
地域・災害医療学			1
臨床心理学			1
計	132	53	

別表第4 看護学部専門科目及び単位数

看護学科

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
専門基礎分野		人 体 の 構 造 と 機 能	2			
		人 体 の 構 造 と 機 能	2			
		生 化 学	2			
		人 間 栄 養 学	2			
		微 生 物 学	2			
		薬 理 学	2			
		臨 床 心 理 学	1			
		疾 病 治 療 論	1	2		
		疾 病 治 療 論	2	2		
		疾 病 治 療 論	3	1		
		放 射 線 と 環 境	1			
		放 射 線 と 人 体	1			
		社 会 福 祉 学	2			
		公 衆 衛 生 学	2			
		保 健 医 療 福 祉 行 政 論			2	
					2	
					2	
小計(17科目)			24	6	0	
専門教育科目	基礎看護学	看 護 実 践 基 盤 学 I (看 護 学 原 論)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 II (コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 III (ア セ ス メ ン ト 技 術)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 IV (生 活 援 助 技 術)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 V (診 療 補 助 技 術)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 VI (看 護 過 程)	2			
		看 護 実 践 基 盤 学 実 習 (基 礎) 1	1			
		看 護 実 践 基 盤 学 実 習 (基 礎) 2	2			
	成人看護学	生 涯 発 達 看 護 学 (成 人)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (成 人 概 論)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (成 人 ・ 急 性 期)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (成 人 ・ 周 手 術 期)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (成 人 ・ 慢 性 期)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (成 人 ・ 回 復 終 末 期)	1			
	健 康 生 活 看 護 学 実 習 (成 人)	6				
	老年看護学	生 涯 発 達 看 護 学 (老 年)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (老 年 概 論)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (老 年 援 助)	2			
		健 康 生 活 看 護 学 実 習 (老 年) 1	1			
		健 康 生 活 看 護 学 実 習 (老 年) 2	3			
	母性看護学	生 涯 発 達 看 護 学 (母 性)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (母 性 概 論)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (母 性 援 助)	2			
		健 康 生 活 看 護 学 実 習 (母 性)	2			
	小児看護学	生 涯 発 達 看 護 学 (小 児)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (小 児 概 論)	1			
		健 康 生 活 看 護 学 (小 児 援 助)	2			
		健 康 生 活 看 護 学 実 習 (小 児)	2			
精神看護学	健 康 生 活 看 護 学 (精 神 概 論) 1	1				
	健 康 生 活 看 護 学 (精 神 概 論) 2	1				
	健 康 生 活 看 護 学 (精 神 援 助)	2				
	健 康 生 活 看 護 学 実 習 (精 神)	2				
小計(32科目)			53	0	0	

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
専門教育科目	在宅看護論	地域養生看護学(在宅概論)	2			
		地域養生看護学(在宅援助)	2			
		地域養生看護学実習(在宅)	2			
	統合分野 看護の統合と実践	看護倫理	1			
		チーム医療	1			
		看護マネジメント	1			
		医療安全	1			
		国際看護活動論	1			
		放射線と健康支援	1			
		災害看護	1			
		災害看護演習	1			
		訪問看護マネジメント	1			
		リハビリテーション看護論		1		
		コンサルテーション論		1		
緩和ケア		1				
クリティカルケア		1				
看護学シミュレーション	1					
看護学統合実習	2					
看護援助技術レファレンス	2					
看護研究	1					
卒業研究	2					
小計(21科目)			23	4	0	
保健師養成課程科目	公衆衛生看護学概論				2	
	公衆衛生看護方法論 1				2	
	公衆衛生看護方法論 2				2	
	公衆衛生看護活動論				2	
	学校保健・産業保健				2	
	公衆衛生看護管理論				2	
	公衆衛生看護学実習 A				2	
	公衆衛生看護学実習 B				3	
小計(8科目)			0	0	17	
合計(116科目)			114	58	17	

別表第5 健康医療科学部専門科目及び単位数

作業療法学科

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造 I	2			
		人体の構造 II	2			
		人体の構造演習	1			
		人体の機能 I	2			
		人体の機能 II	2			
		人体の機能演習	1			
		運動学生演習	2			
		運動学生演習	1			
		心理学生演習	1			
		人間発達学	2			
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	1			
		薬理学	2			
		救急処置学	1			
		神経内科学	2			
		整形外科	2			
保健医療福祉とリハビリテーションの理念	小児科医学	2				
	精神医学	2				
	臨床心理学	2				
	老年医学	2				
社会学概論	1					
リハビリテーション医学	2					
チーム医療と医療安全	1					
リハビリテーション概論	1					
小計 (24科目)			39	0		
専門教育科目	基礎作業療法学	作業療法基礎理論	1			
		リスク管理論		1		
		健康医療科学研究方法論 1			1	
		健康医療科学研究方法論 2			1	
		作業科学演習			1	
		卒業研究 I	2			
	卒業研究 II	2				
	作業療法管理学	作業療法学概論	1			
		作業療法の教育と管理	1			
	作業療法評価学	作業評価学	1			
		身体機能評価学演習 I	1			
		身体機能評価学演習 II	1			
精神機能評価学		1				
精神機能評価学演習		1				
発達機能評価学演習		1				
高次機能治療学	1					

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	作 業 療 法 治 療 学	生 活 と 作 業 療 法 学	1		
		生 活 と 作 業 療 法 学 演 習	1			
		身 体 機 能 作 業 療 法 学 I	2			
		身 体 機 能 作 業 療 法 学 II	2			
		身 体 機 能 作 業 療 法 学 演 習	1			
		精 神 機 能 作 業 療 法 学	2			
		精 神 機 能 作 業 療 法 学 各 論	1			
		精 神 機 能 作 業 療 法 学 演 習	1			
		老 年 期 作 業 療 法 学	2			
		老 年 期 作 業 療 法 学 演 習	1			
		発 達 と 作 業 療 法 学	1			
		発 達 と 作 業 療 法 学 演 習	1			
		義 肢 装 具 学 演 習	1			
		ス プ リ ン ト	1			
	ス プ リ ン ト 製 作 演 習	1				
作 業 療 法 セ ミ ナ ー I	2					
地 域 作 業 療 法 学	特 別 支 援 教 育 と 作 業 療 法	2				
	地 域 作 業 療 法 学	2				
	地 域 作 業 療 法 学 演 習	1	1			
	住 環 境 整 備 論					
	地 域 保 健 マ ネ ジ メ ン ト 論	1				
就 労 支 援 と 作 業 療 法 演 習	1					
臨 床 実 習	見 学 実 習	1				
	地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 実 習	1				
	評 価 学 実 習	4				
	臨 床 推 論 演 習	1				
	臨 床 実 習 I	8				
	臨 床 実 習 II	8				
作 業 療 法 セ ミ ナ ー II	2					
小 計 (45科 目)			67	5		
合 計 (69科 目)			106	5		

理学療法学科

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考		
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能及び心身の発達	人体の構造 I 2 人体の構造 II 2 人体の構造演習 1 人体の機能 I 2 人体の機能 II 2 人体の機能演習 1 運動学演習 2 運動学演習 1 臨床運動学演習 1 人間発達学 1 人間発達学 2					
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病理学 1 薬理学 2 救急処置学 1 神経内科学 2 整形外科学 2 小児科医学 2 精神医学 2 臨床心理学 2 老年医学 2 公衆衛生学 2					
		ハビリテーションの理念	社会福祉学概論 1 リハビリテーション医学 2 チーム医療と医療安全 1 リハビリテーション概論 1					
		小計 (25科目)	40	0				
		専門科目	基礎理学療法学	理学療法学基礎理論	1			「*」から1科目選択必修
				リスク管理論*		1		
				健康医療科学研究方法論 1*		1		
				健康医療科学研究方法論 2*		1		
				リハビリテーション工学演習*		1		
		理学療法管理理学	理学療法学概論	卒業研究 I	2			
	卒業研究 II			2				
	理学療法学概論		理学療法学概論	1				
			理学療法学概論	1				
			理学療法学概論	1				
			理学療法学概論	1				
理学療法学概論			1					
理学療法評価学	生体応用計測論			1				
	生体応用計測演習			1				
		臨床推論演習	1					
		高次機能治療学	1					

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
専 門 教 育 科 目	専 門 科 目	運 動 療 法 学 総 論	1			
		日 常 生 活 活 動 分 析 学	1			
		日 常 生 活 活 動 分 析 学 演 習	1			
		運 動 器 理 学 療 法 学	2			
		運 動 器 理 学 療 法 学 演 習	1			
		神 経 機 能 理 学 療 法 学	1			
		神 経 機 能 理 学 療 法 学 演 習 I	1			
		神 経 機 能 理 学 療 法 学 演 習 II	1			
		内 部 障 害 理 学 療 法 学	1			
		内 部 障 害 理 学 療 法 学 演 習 I	1			
		内 部 障 害 理 学 療 法 学 演 習 II	1			
		発 達 と 理 学 療 法 学	1			
		発 達 と 理 学 療 法 学 演 習	1			
		老 年 期 理 学 療 法 学	2			
		物 理 療 法 学	1			
	臨 床 物 理 療 法 学 演 習	1				
	義 肢 装 具 学 演 習	1				
	徒 手 理 学 療 法 学	1				
	ス ポ ー ツ 理 学 療 法 学		1			
	理 学 療 法 セ ミ ナ ー I	1				
地 域 理 学 療 法 学	地 域 保 健 と 理 学 療 法 学	1				
	生 活 環 境 と 理 学 療 法 学	1				
	地 域 理 学 療 法 学	2				
	地 域 理 学 療 法 学 演 習	1				
	地 域 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 論	1				
地 域 理 学 療 法 マ ネ ジ メ ン ト 論		1				
臨 床 実 習	見 学 実 習	1				
	地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム 実 習	1				
	評 価 学 実 習	3				
	理 学 療 法 評 価 学 演 習 V	1				
	臨 床 実 習 I	8				
	臨 床 実 習 II	8				
理 学 療 法 セ ミ ナ ー II	2					
小 計 (51科 目)			65	8		
合 計 (76科 目)			105	8		

別表第6 心理学部専門科目及び単位数

臨床心理学科

		授 業 科 目	必修科目 の単位数	選択科目 の単位数	自由科目 の単位数	備考	
専 門 教 育 科 目	野 キ ャ リ ア 教 育 分	キ ャ リ ア デ ザ イ ン 1	2				
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン 2	2				
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン 総 合 演 習 1		2			
		キ ャ リ ア デ ザ イ ン 総 合 演 習 2		2			
			小計 (4科目)	4	4	0	
	ゼ ミ ・ 卒 業 研 究 分 野	心 理 学 基 礎 演 習 1	2				
		心 理 学 基 礎 演 習 2	2				
		心 理 学 特 殊 演 習 1	2				
		心 理 学 特 殊 演 習 2	2				
			卒 業 研 究	8			
			小計 (5科目)	16	0	0	
	研 究 法 分 野	心 理 学 統 計 法 1	2				
		心 理 学 研 究 法 2	2				
		心 理 学 実 験 1	2				
		心 理 学 統 計 法 2	2				
		心 理 学 実 験 2	2				
心 理 学 調 査 概 論			2				
心 理 学 発 展 研 究 演 習			2				
		心 理 学 コ ン ピ ュ ー タ 演 習	2				
		小計 (8科目)	12	4	0		
基 礎 心 理 学 分 野	心 理 学 へ の 招 待	2					
	知 覚 ・ 認 知 心 理 学	2					
	学 習 ・ 言 語 心 理 学	2					
	視 覚 心 理 学		2				
	神 経 ・ 生 理 心 理 学		2				
		小計 (5科目)	6	4	0		
分 野 教 育 ・ 発 達 心 理 学	発 達 心 理 学 1	2					
	発 達 心 理 学 2	2					
	教 育 ・ 学 校 心 理 学 1	2	2				
	教 育 ・ 学 校 心 理 学 2	2	2				
		小計 (4科目)	4	4	0		
臨 床 心 理 学 分 野	臨 床 心 理 学 概 論	2					
	臨 床 心 理 学 特 講	2	2				
	感 情 ・ 人 格 心 理 学	2					
	福 祉 心 理 学		2				
	司 法 ・ 犯 罪 心 理 学		2				
	公 認 心 理 師 の 職 責		1				
	心 理 的 ア セ ス メ ン ト 1		2				
	心 理 学 的 支 援 法 1		2				
	心 理 学 的 ア セ ス メ ン ト 2		2				
	心 理 学 的 支 援 法 2		2				
	心 理 演 習		2				
心 理 実 習		4					
		小計 (12科目)	4	21	0		
分 野 社 会 ・ 産 業 心 理 学	社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 1	2					
	社 会 ・ 集 団 ・ 家 族 心 理 学 2	2					
	産 業 ・ 組 織 心 理 学	2	2				
	人 間 関 係 論		2				
		小計 (4科目)	4	4	0		

		授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考
	健康・医療分野	健 康 ・ 医 療 心 理 学		2		
		人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病		2		
		精 神 疾 患 と そ の 治 療		2		
		障 害 者 ・ 障 害 児 心 理 学		2		
		小計 (4科目)	0	8	0	
関連分野	関 係 行 政 論		2			
	社 会 福 祉 学 1		2			
	社 会 福 祉 学 2		2			
	社 会 福 祉 学 特 講		2			
	小計 (4科目)	0	8	0		
合計 (50科目)			50	57	0	

別表第7 国際看護学部専門科目及び単位数

看護学科

	授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考	
専門基礎分野	人 体 の 構 造 と 機 能 I	2				
	人 体 の 構 造 と 機 能 II	2				
	人 体 の 構 造 と 機 能 III	2				
	人 体 の 構 造 と 機 能 IV	2				
	こ ころ と か ら だ の 探 求	1				
	薬 物 と 薬 物 療 法	2				
	疾 病 と 治 療 I	1				
	疾 病 と 治 療 II	2				
	疾 病 と 治 療 III	2				
	公 衆 衛 生 学	2				
	医 療 統 計 学 演 習	1				
	健 康 福 祉 社 会 と グ ロ ー バ ル 化	2				
	地 域 に お け る 健 康 増 進	1				
小計(13科目)	22	0	0			
専門教育科目	基礎看護学	看 護 学 原 論	2			
		健 康 教 育 と 看 護 倫 理	2			
		看 護 と 人 間 関 係	2			
		看 護 の 基 礎 技 術	2			
		基 礎 看 護 技 術 I	1			
		基 礎 看 護 技 術 II	1			
		フ ィ ジ カ ル ア セ ス メ ン ト	1			
		基 礎 看 護 学 実 習 I	1			
		基 礎 看 護 学 実 習 II	2			
	小計(9科目)	14	0	0		
	成人看護学	成 人 看 護 学 概 論 I (急 性 期)	2			
		成 人 看 護 学 概 論 II (慢 性 期)	2			
		成 人 急 性 期 の 看 護 方 法	1			
成 人 慢 性 期 の 看 護 方 法		1				
成 人 看 護 学 実 習 I		3				
成 人 看 護 学 実 習 II		3				
小計(6科目)	12	0	0			
老年看護学	老 年 看 護 学 概 論	2				
	老 年 看 護 活 動 / 援 助 論	1				
	老 年 看 護 学 演 習	1				
	老 年 看 護 学 実 習 I	2				
	老 年 看 護 学 実 習 II	2				
小計(5科目)	8	0	0			
小児看護学	小 児 看 護 学 概 論	1				
	小 児 看 護 活 動 / 援 助 論	1				
	小 児 看 護 学 演 習	2				
	小 児 看 護 学 実 習	2				
小計(4科目)	6	0	0			
母性看護学	母 性 看 護 学 概 論	1				
	母 性 看 護 活 動 / 援 助 論	1				
	母 性 看 護 学 演 習	2				
	母 性 看 護 学 実 習	2				
小計(4科目)	6	0	0			

	精神看護学	精神看護学概論	1				
		精神看護活動／援助論	1				
		精神看護学演習	2				
		精神看護学実習	2				
		小計(4科目)	6	0	0		
専門教育科目	在宅看護論	在宅看護学概論	2				
		地域看護と地域包括ケアシステム	2				
		在宅看護活動／援助論	1				
		在宅看護学演習	1				
		在宅看護学実習	2				
			小計(5科目)	8	0	0	
	国際看護学	医療英語	1				
		国際看護学	2				
		英語診療演習	1				
		国際看護実習Ⅰ	1				
		国際看護実習Ⅱ		1			
			小計(5科目)	5	1	0	
	看護の統合と実践	看護の統合と実践	1				
		看護研究の基礎	2				
チーム医療と医療安全		1					
看護マネージメント		1					
遠隔看護と看護情報		1					
看護とリハビリテーション		1					
看護学総合講義		4					
応用看護演習OSCE／IBT		1					
		看護学統合実習	2				
		小計(9科目)	14	0	0		
合計(90科目)			116	23	0		

別表第8 学 費

入 学 金	(薬学部)	400,000円
	(看護学部)	300,000円
	(健康医療科学部)	300,000円
	(心理学部)	200,000円
	(国際看護学部)	300,000円

薬学部

費 目	1 年 次	2 年 次	3 年 次
授 業 料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施設拡充費	500,000円	500,000円	500,000円
実務実習費	0円	0円	0円

費 目	4 年 次	5 年 次	6 年 次
授 業 料	1,300,000円	1,300,000円	1,300,000円
施設拡充費	500,000円	500,000円	500,000円
実務実習費	0円	400,000円	0円

看護学部

費目	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
施設拡充費	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円

健康医療科学部

費目	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
施設拡充費	450,000円	450,000円	450,000円	450,000円

心理学部

費目	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
施設拡充費	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円

国際看護学部

費目	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
施設拡充費	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円

在籍料（休学者）

学部	半期	年間
薬学部	90,000円	180,000円
看護学部	75,000円	150,000円
健康医療科学部	80,000円	160,000円
心理学部	60,000円	120,000円
国際看護学部	75,000円	150,000円

聴講生・科目等履修生・研究生

聴講生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位につき 6,250円
科目等履修生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位につき 10,000円 *本学卒業生は上記の半額
研究生	研究指導料	薬学部 300,000円
		看護学部 300,000円
		健康医療科学部 200,000円
		心理学部 200,000円
		国際看護学部 300,000円

留学生別科

入学金	100,000円
授業料（半期）	285,000円

別表第9 進級基準

薬学部薬学科

進級判定	進級基準	備考
4年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実験・実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
4年生から5年生	(1) 4年生までの必修科目121単位をすべて修得していること。	
5年生から6年生	(1) 病院実習・薬局実習に合格していること。ただし特別な理由により病院実習または薬局実習をできなかった場合を除く。	

看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	
3年生から4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨地実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	

健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	
3年生から4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目がないこと。 (2) 臨地実習科目に、合格していること。ただし不可抗力な事象（天変地異、事故、急病等）により臨地実習をできなかった場合を除く。 (3) 同一学年における在学年数が2年以内であること。	

心理学部臨床心理学科

進級判定	進級基準	備考
2年生から3年生	(1) 2年以上在学していること。 (2) 全学共通教育科目、専門教育科目あわせて50単位以上の単位数を修得していること。 (3) 「心理学基礎演習1」及び「心理学基礎演習2」の単位を修得していること。 (4) 2年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	
3年生から4年生	(1) 3年以上在学していること。 (2) 全学共通教育科目、専門教育科目あわせて90単位以上の単位数を修得していること。 (3) 「心理学特殊演習1」及び「心理学特殊演習2」の単位を修得していること。 (4) 3年生の修了までに、必要な学費を全額納入していること。	

国際看護学部看護学科

進級判定	進級基準	備考
3年生まで（各学年）	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に、不合格となった科目がないこと。	
3年生から4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨地実習科目に、合格していること。ただし特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。	

別表第10 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準

事由	必要書類	追試験料	評価基準
1. 感染症※	医師の診断書	なし	100点満点
2. 実習等（教育実習，介護体験，福祉実習，インターンシップ等）	担当部署の発行する書類		
3. 就職試験	就職試験案内等（受験票）		
4. 忌引（第一親等～第三親等）	死亡診断書の写等		
5. 交通機関の遅延	遅延証明書		
6. 交通事故	事故証明書		
7. 裁判員裁判	公的証明書		
8. その他の公的な事由	公的証明書		
9. その他の私的な事由	学生の所属する学部 of 学部長押印のある理由書	1,000円	90点満点

※感染症は、学校保健安全法施行規則第18条に定められた感染症とする。

別表第11 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準
薬学部薬学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 (科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000円	60点満点	

看護学部看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 (科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000円	60点満点	

健康医療科学部作業療法学科・理学療法学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 (科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000円	60点満点	

心理学部臨床心理学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 (科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000円	60点満点	

国際看護学部看護学科

対象者	条件	再試験料	評価基準	備考
全学年	(1)大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2)定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。 (科目数の制限なし) (3)当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000 円	60点満点	

学則の変更の事由及び変更点

(変更の事由)

今回、新たに大学に国際看護学部を設置することとなったので、これに伴い、学則を次のとおり変更する。

(変更点)

1. 第2条第1項中、第5号として、次の文言を加える。

「国際看護学部」

2. 第3条第1項中、第5号として、次の文言を加える。

「国際看護学部 看護学科」

3. 第5条中、第5項として、次の文言を加える。

「国際看護学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は8年を超えることができない。」

4. 第6条中、入学定員・収容定員の表に、国際看護学部の内容を加え、合計数を変更する。

国際看護学部	看護学科	80人	320人
計		410人	1,820人

5. 第17条第2項中、「別表第2、第3、第4、第5及び第6」を、「別表第2、第3、第4、第5、第6及び第7」とする。

6. 第25条第3項中、「別表第9」を「別表第10」とする。

7. 第25条の2第2項中、「別表第10」を「別表第11」とする。

8. 第27条中、「別表第8」を「別表第9」とする。

9. 第30条第2項中、第5号として、次の文言を加える。

「国際看護学部にあつては2単位」

10. 第30条第4項中、第3号として次の文言を加える。

「国際看護学部にあつては6単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から2単位」

11. 第30条第5項中、第5号として、次の文言を加える。

「国際看護学部にあつては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ2単位以上、自然科学の必修科目から1単位、選択科目から2単位以上計7単位以上」

12. 第30条第6項第1号中に、「国際看護学部」を加える。

13. 第31条第1項中、「第2項、第3項、第4項及び第5項」を「第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項」とする。

14. 第31条中、第6項として、新たに次の文言を加える。

「国際看護学部にあつては、別表第7国際看護学部に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて101単位以上を修得しなければならない。」

15. 第33条第1項中「国際看護学部」を加える。

16. 第33条第2項中、国際看護学部看護学科の学位として、次の内容を加える。

国際看護学部	看護学科	学士(看護学)
--------	------	---------

17. 第45条第1項中、「別表第7」を「別表第8」とする。
18. 第50条第1項中、「別表第7」を「別表第8」とする。
19. 第50条第4項中、「別表第7」を「別表第8」とする。
20. 第50条第5項中、「別表第7」を「別表第8」とする。
21. 第50条第6項中、「別表第7」を「別表第8」とする。
22. 附則として、次の附則を追加する。

「附 則

本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については従前の例による。」

2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度の入学生については、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	90人	540人
看護学部	看護学科	80人	320人
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人
	理学療法学科	60人	240人
心理学部	臨床心理学科	60人	240人
計		330人	1,500人

23. 別表として、国際看護学部看護学科の内容を加え、これに伴い、変更となる箇所を修正する。
 - ① 別表第1に、第5号として「国際看護学部」の目的等を加える。
 - ② 別表第2第1号、「初年次教育科目」備考欄の説明内容を変更する。
 - ③ 別表第2第3号「外国語教育科目」の備考欄に記載されている履修の説明内容を変更するとともに、授業科目欄の該当科目に「※」を付すとともに、補足説明を加える。
 - ④ 別表第2第4号「一般教養科目」の備考欄に記載されている履修の説明内容を変更するとともに、授業科目欄の該当科目に「※」を付すとともに、単位数の合計を変更する。
 - ⑤ 別表第2第5号「健康・スポーツ教育科目」の備考欄に記載されている「*」を「※」に変更する。
 - ⑥ 「別表第7」として「国際看護学部専門科目及び単位数」「看護学科」の内容を加える。
 - ⑦ 「別表第7」を「別表第8」とし、国際看護学部の学費等を加える。
 - ⑧ 新「別表第8」、「在籍料（休学者）」中、国際看護学部の在籍料（休学者）を加える。
 - ⑨ 新「別表第8」、「聴講生・科目等履修生・研究生」中、国際看護学部の研究生の研究指導料を加える。
 - ⑩ 「別表第8」を「別表第9」とし、国際看護学部看護学科の進級基準を加える。
 - ⑪ 「別表第9」を「別表第10」とする。
 - ⑫ 「別表第10」を「別表第11」とし、国際看護学部看護学科の内容を加える。

(変更時期)

令和3年4月1日

医療創生大学学則 新旧対照表

新	旧																																																														
(略)	(略)																																																														
第2条 本学に次の学部を置く。 (略) <u>(5) 国際看護学部</u>	第2条 本学に次の学部を置く。 (略) <u>(新設)</u>																																																														
(略)	(略)																																																														
第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。 (略) <u>(5) 国際看護学部 看護学科</u>	第3条 本学の学部学科は次のとおりとする。 (略) <u>(新設)</u>																																																														
(略)	(略)																																																														
第5条 (略) <u>5 国際看護学部の修業年限は4年とする。ただし、在 学年数は8年を超えることができない。</u>	第5条 (略) <u>(新設)</u>																																																														
第6条 収容定員は次のとおりとする。	第6条 収容定員は次のとおりとする。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬学部</td> <td>薬学科</td> <td>90人</td> <td>540人</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>80人</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康医療科学部</td> <td>作業療法学科</td> <td>40人</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>理学療法学科</td> <td>60人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>臨床心理学科</td> <td>60人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td><u>国際看護学部</u></td> <td><u>看護学科</u></td> <td><u>80人</u></td> <td><u>320人</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td><u>410人</u></td> <td><u>1,820人</u></td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	収容定員	薬学部	薬学科	90人	540人	看護学部	看護学科	80人	320人	健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人	理学療法学科	60人	240人	心理学部	臨床心理学科	60人	240人	<u>国際看護学部</u>	<u>看護学科</u>	<u>80人</u>	<u>320人</u>	計		<u>410人</u>	<u>1,820人</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬学部</td> <td>薬学科</td> <td>90人</td> <td>540人</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>80人</td> <td>320人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康医療科学部</td> <td>作業療法学科</td> <td>40人</td> <td>160人</td> </tr> <tr> <td>理学療法学科</td> <td>60人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>臨床心理学科</td> <td>60人</td> <td>240人</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td><u>330人</u></td> <td><u>1,500人</u></td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	収容定員	薬学部	薬学科	90人	540人	看護学部	看護学科	80人	320人	健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人	理学療法学科	60人	240人	心理学部	臨床心理学科	60人	240人	<u>(新設)</u>				計		<u>330人</u>	<u>1,500人</u>
学部	学科	入学定員	収容定員																																																												
薬学部	薬学科	90人	540人																																																												
看護学部	看護学科	80人	320人																																																												
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人																																																												
	理学療法学科	60人	240人																																																												
心理学部	臨床心理学科	60人	240人																																																												
<u>国際看護学部</u>	<u>看護学科</u>	<u>80人</u>	<u>320人</u>																																																												
計		<u>410人</u>	<u>1,820人</u>																																																												
学部	学科	入学定員	収容定員																																																												
薬学部	薬学科	90人	540人																																																												
看護学部	看護学科	80人	320人																																																												
健康医療科学部	作業療法学科	40人	160人																																																												
	理学療法学科	60人	240人																																																												
心理学部	臨床心理学科	60人	240人																																																												
<u>(新設)</u>																																																															
計		<u>330人</u>	<u>1,500人</u>																																																												
(略)	(略)																																																														
第17条 2 前項の授業科目及び単位数は <u>別表第2、第3、第4、 第5、第6、及び第7</u> のとおりとする。	第17条 2 前項の授業科目及び単位数は <u>別表第2、第3、第4、 第5、及び第6</u> のとおりとする。																																																														
(略)	(略)																																																														

新	旧
(略)	(略)
<p>第25条</p> <p>3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は<u>別表第10</u>に定めるとおりとする。</p> <p>第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。</p> <p>2 再試験について、必要な事項は<u>別表第11</u>に定める。</p>	<p>第25条</p> <p>3 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準は<u>別表第9</u>に定めるとおりとする。</p> <p>第25条の2 教育上、特に必要と認めた場合には、再試験を受けることができる。</p> <p>2 再試験について、必要な事項は<u>別表第10</u>に定める。</p>
(略)	(略)
<p>第27条 進級するためには、<u>別表第9</u>に定める進級基準を満たさなければならない。</p>	<p>第27条 進級するためには、<u>別表第8</u>に定める進級基準を満たさなければならない。</p>
(略)	(略)
<p>第30条</p> <p>2 初年次教育科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。</p>	<p>第30条</p> <p>2 初年次教育科目については、別表第2(1)に開設する授業科目のうち、学部ごとに定められた科目を修得しなければならない。</p>
(略)	(略)
<p><u>(5) 国際看護学部にあつては2単位</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(略)	(略)
<p>4 外国語教育科目については、別表第2(3)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p>(1) 薬学部、看護学部、心理学部にあつては6単位</p> <p>(2) 健康医療科学部にあつては2単位</p>	<p>4 外国語教育科目については、別表第2(3)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p>(1) 薬学部、看護学部、心理学部にあつては6単位</p> <p>(2) 健康医療科学部にあつては2単位</p>
<p><u>(3) 国際看護学部にあつては6単位及び中国語、韓国語のいずれかの言語科目から2単位</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>5 一般教養科目については、別表第2(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p>	<p>5 一般教養科目については、別表第2(4)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p>
(略)	(略)
<p><u>(5) 国際看護学部にあつては、人文科学・社会科学の選択科目からそれぞれ2単位以上、自然科学の必修</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧																																		
<p><u>科目から1単位、選択科目から2単位以上計7単位以上</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 健康・スポーツ教育科目については、別表第2(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p>(1) 薬学部、看護学部、心理学部、<u>国際看護学部</u>にあつては4単位</p> <p>(2) 健康医療科学部にあつては3単位</p> <p>第31条 専門教育科目については、<u>第2項、第3項、第4項、第5項、及び第6項</u>に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>6 国際看護学部にあつては、別表第7 国際看護学部</u> <u>に開設する授業科目のうち、必修科目及び選択科目を合わせて101単位以上を修得しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第33条 本学を卒業するには、看護学部、健康医療科学部、心理学部、<u>国際看護学部</u>は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第30条から第32条の規定に従い、看護学部、健康医療科学部、心理学部、<u>国際看護学部</u>は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">薬学部</td> <td style="width: 30%;">薬学科</td> <td style="width: 50%;">学士(薬学)</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>学士(看護学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康医療科学部</td> <td>作業療法学科</td> <td>学士(作業療法学)</td> </tr> <tr> <td>理学療法学科</td> <td>学士(理学療法学)</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>臨床心理学科</td> <td>学士(心理学)</td> </tr> <tr> <td><u>国際看護学部</u></td> <td><u>看護学科</u></td> <td><u>学士(看護学)</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	薬学部	薬学科	学士(薬学)	看護学部	看護学科	学士(看護学)	健康医療科学部	作業療法学科	学士(作業療法学)	理学療法学科	学士(理学療法学)	心理学部	臨床心理学科	学士(心理学)	<u>国際看護学部</u>	<u>看護学科</u>	<u>学士(看護学)</u>	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p>6 健康・スポーツ教育科目については、別表第2(5)に開設する授業科目のうち、次に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p>(1) 薬学部、看護学部、心理学部にあつては4単位</p> <p>(2) 健康医療科学部にあつては3単位</p> <p>第31条 専門教育科目については、<u>第2項、第3項、第4項、及び第5項</u>に示す単位数を修得しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第33条 本学を卒業するには、看護学部、健康医療科学部、心理学部は4年以上、薬学部は6年以上在学し、第30条から第32条の規定に従い、看護学部、健康医療科学部、心理学部は124単位以上、薬学部は186単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 前項の要件を満たした者を卒業と認定し、次の区分により学士の学位を授与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">薬学部</td> <td style="width: 30%;">薬学科</td> <td style="width: 50%;">学士(薬学)</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>学士(看護学)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康医療科学部</td> <td>作業療法学科</td> <td>学士(作業療法学)</td> </tr> <tr> <td>理学療法学科</td> <td>学士(理学療法学)</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>臨床心理学科</td> <td>学士(心理学)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;"><u>(新設)</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	薬学部	薬学科	学士(薬学)	看護学部	看護学科	学士(看護学)	健康医療科学部	作業療法学科	学士(作業療法学)	理学療法学科	学士(理学療法学)	心理学部	臨床心理学科	学士(心理学)	<u>(新設)</u>		
薬学部	薬学科	学士(薬学)																																	
看護学部	看護学科	学士(看護学)																																	
健康医療科学部	作業療法学科	学士(作業療法学)																																	
	理学療法学科	学士(理学療法学)																																	
心理学部	臨床心理学科	学士(心理学)																																	
<u>国際看護学部</u>	<u>看護学科</u>	<u>学士(看護学)</u>																																	
薬学部	薬学科	学士(薬学)																																	
看護学部	看護学科	学士(看護学)																																	
健康医療科学部	作業療法学科	学士(作業療法学)																																	
	理学療法学科	学士(理学療法学)																																	
心理学部	臨床心理学科	学士(心理学)																																	
<u>(新設)</u>																																			

新	旧																											
<p>第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、<u>別表第8</u>に定める在籍料を納めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第50条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、<u>別表第8</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 聴講生は、<u>別表第8</u>による登録料及び聴講料を納めなければならない。</p> <p>5 研究生は、<u>別表第8</u>による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。</p> <p>6 科目等履修生は、<u>別表第8</u>による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>本学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学生については従前の例による。</u></p> <p><u>2 第6条の規定にかかわらず、令和2年度の入学生については、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学部</th> <th style="text-align: center;">学科</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬学部</td> <td>薬学科</td> <td style="text-align: center;">90人</td> <td style="text-align: center;">540人</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td style="text-align: center;">80人</td> <td style="text-align: center;">320人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康医療科 学部</td> <td>作業療法学科</td> <td style="text-align: center;">40人</td> <td style="text-align: center;">160人</td> </tr> <tr> <td>理学療法学科</td> <td style="text-align: center;">60人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> <tr> <td>心理学部</td> <td>臨床心理学科</td> <td style="text-align: center;">60人</td> <td style="text-align: center;">240人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">330人</td> <td style="text-align: center;">1,500人</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	収容定員	薬学部	薬学科	90人	540人	看護学部	看護学科	80人	320人	健康医療科 学部	作業療法学科	40人	160人	理学療法学科	60人	240人	心理学部	臨床心理学科	60人	240人	計		330人	1,500人	<p>第45条 前条第1項により休学を許可された者（以下「休学者」という。）は、<u>別表第7</u>に定める在籍料を納めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第50条 学費は、入学金、授業料、施設拡充費、実務実習費とし、<u>別表第7</u>のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>4 聴講生は、<u>別表第7</u>による登録料及び聴講料を納めなければならない。</p> <p>5 研究生は、<u>別表第7</u>による研究指導料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。</p> <p>6 科目等履修生は、<u>別表第7</u>による登録料及び聴講料を納めなければならない。ただし、実験実習の費用を要する場合には別に実費を納めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>
学部	学科	入学定員	収容定員																									
薬学部	薬学科	90人	540人																									
看護学部	看護学科	80人	320人																									
健康医療科 学部	作業療法学科	40人	160人																									
	理学療法学科	60人	240人																									
心理学部	臨床心理学科	60人	240人																									
計		330人	1,500人																									

新		旧	
別表第1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的 (略)		別表第1 学部学科の人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的 (略)	
(5)国際看護学部		(新設)	
学部	国際看護学部では、本学の教育理念・目的を踏まえ、多文化共生社会となっていく社会構造の変化に対応するため、「グローバルな視点をもった社会に有為な保健医療人材の養成」を行うことを目指している。 グローバル化した社会においては、出身国が異なる人々に対し、その人の生まれ育った歴史を含めた全人的な存在そのものを受け入れながら、より質の高い看護ケアを提供することが求められる。そのためには、世界標準言語である英語を駆使して看護ケアを実施できることはもとより、異文化理解を含む、広い視野を持ち、慣習の違いを超えた人間的な関わりとコミュニケーション技術、さらには高度な情報処理能力に基づく科学的な考え方と研究する力を持った看護専門職が要求される。国際看護学部では、このような看護の新しい役割を担えるような人材を育成する。		
学科	看護学科 看護学科では、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に学位を授与する。 1. 多文化社会に対応できる柔軟な能力、および広い視野と高い倫理観を持ち、グローバル化する次代の医療を担える看護能力を身につけている。 2. 科学的な根拠（エビデンス）に基づき、必要な看護ケアを適切に提供できる専門的知識と専門技術を身につけている。 3. 情報を正しく捉えて分析し、科学的に考えることのできる研究心を身につけている。 4. 優れた健康科学や看護ケアを世界に発信できる質の高い看護専門性を身につけている。 5. 看護専門職として生涯にわたり持続可能な主体的学修心を身につけている。		
別表第2 全学共通教育科目及び単位数 (1)初年次教育科目		別表第2 全学共通教育科目及び単位数 (1)初年次教育科目	
授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
イグナイト教育 1A	3		(薬学部)
イグナイト教育 1B	1		(薬学部)
フレッシュャーズセミナー	2		(看護学部、健康医療科学部、 国際看護学部)
フレッシュャーズセミナー1	2		(心理学部)
フレッシュャーズセミナー2	2		(心理学部)
計	10	0	
(略)		(略)	

新					旧				
(3) 外国語教育科目					(3) 外国語教育科目				
授業科目	必修 科目の 単位数	選択 科目の 単位数	備考		授業科目	必修 科目の 単位数	選択 科目の 単位数	備考	
英語 A 1	1				英語 A 1	1			
英語 A 2	1				英語 A 2	1			
英語 B 1 ※	1		※1健康医療科学部 は選択		英語 B 1 *	1		*健康医療科学部は 選択	
英語 B 2 ※	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)		英語 B 2 *	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)	
英語 C 1 ※	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)		英語 C 1 *	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)	
英語 C 2 ※	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)		英語 C 2 *	1		2年次から4年次に履修 (健康医療科学部は4年次に履修)	
中国語 1 ※	2	1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学 部・健康医療科学部・ 国際看護学部のみ開 講		中国語 1		1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学部・ 健康医療科学部のみ 開講	
中国語 2 ※	2	1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学 部・健康医療科学部・ 国際看護学部のみ開 講		中国語 2		1	2年次から4年次に履修 ※2薬学部・看護学部・ 健康医療科学部のみ 開講	
韓国語 1		1	2年次から4年次に履修		韓国語 1		1	2年次から4年次に履修	
韓国語 2		1	2年次から4年次に履修		韓国語 2		1	2年次から4年次に履修	
計	6	4			計	6	4		
外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を 修得しなければならない。 また、国際看護学部においては、中国語、もしくは韓国語のい ずれかの言語科目から2単位以上修得すること。					外国人留学生においては、英語の代わりに単位数分の日本語を 修得しなければならない。 <u>(新設)</u>				
(4) 一般教養科目					(4) 一般教養科目				
授業科目	必修 科目の 単位数	選択 科目の 単位数	備考		授業科目	必修 科目の 単位数	選択 科目の 単位数	備考	
人文科学分野	哲学の世界		2	※1「世界の歴史と文化」は、薬学部・看護学部・健康医療科学部・国際看護学部のみ開講。国際看護学部においては、当該科目を「社会科学分野」とする。	哲学の世界		2	※「世界の歴史と文化」「芸術の世界」「日本の歴史と文化」は、薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講	
	ことばの科学		2	※2「芸術の世界」「日本の歴史と文化」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講	ことばの科学		2	<u>(新設)</u>	
	心理学概論 ※3		2	※3心理学部は必修	心理学概論 *1		2	*1心理学部は必修	
	世界の歴史と文化 ※1		2	※4 健康医療科学部は必修	世界の歴史と文化 ※		2	*2 健康医療科学部は必修	
	倫理学の世界 ※4		2		倫理学の世界 *2		2		
芸術の世界 ※2		2		芸術の世界 ※		2			
文学の世界		2		文学の世界		2			
日本の歴史と文化 ※2		2		日本の歴史と文化 ※		2			

新				旧					
社会科学分野	法学入門 ※2		2	※1「経済学入門」「経営学入門」「ジェンダー論」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 ※2 国際看護学部は「法学入門」「社会学入門」「世界の歴史と文化」を開講。「世界の歴史と文化」は国際看護学部のみ「社会科学分野」として位置付ける。	社会科学分野	法学入門 ※		2	※「経済学入門」「経営学入門」「ジェンダー論」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
	経済学入門 ※1		2			社会科学入門 ※		2	
	社会学入門 ※2		2			2			
	災害からの復興		2			2			
	暮らしのなかの憲法		2			2			
	経営学入門 ※1		2			2			
	ジェンダー論 ※1		2			2			
	政治学入門		2			2			
	(世界の歴史と文化) ※2	1	(2)			(新)			
自然科学分野	自然科学のあゆみ ※3		2	※1「地球環境の科学」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 ※2 健康医療科学部は必修 ※3 国際看護学部は「自然科学のあゆみ」「統計のしくみ」「生命の科学」「情報演習」のみ開講。 ※4 国際看護学部のみ開講。	自然科学分野	自然科学のあゆみ		2	※「地球環境の科学」は薬学部・看護学部・健康医療科学部のみ開講 *健康医療科学部は必修 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
	健康と薬		2			健康と薬		2	
	統計のしくみ ※3		2			統計のしくみ		2	
	生命の科学 ※3		2			生命の科学		2	
	食品の科学 ※2		2			食品の科学 *		2	
	地球環境の科学 ※1		2			地球環境の科学 ※		2	
情報演習 ※4	1		(新設)	(新)					
計	1	44		計	0	44			

(5) 健康・スポーツ教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
健康の科学	2		※健康医療科学部は1科目選択必修
健康・スポーツ 1 ※	1		
健康・スポーツ 2 ※	1		
計	4	0	

(略)

(5) 健康・スポーツ教育科目

授業科目	必修科目の単位数	選択科目の単位数	備考
健康の科学	2		*健康医療科学部は1科目選択必修。
健康・スポーツ 1 *	1		
健康・スポーツ 2 *	1		
計	4	0	

(略)

新			旧			
別表第7 国際看護学部専門科目及び単位数 看護学科			(新設)			
	授 業 科 目	必 修 科 目 の 単 位 数	選 択 科 目 の 単 位 数	自 由 科 目 の 単 位 数	備 考	
専門基礎分野	人体の構造と機能Ⅰ	2				
	人体の構造と機能Ⅱ	2				
	人体の構造と機能Ⅲ	2				
	人体の構造と機能Ⅳ	2				
	こころとからだの探求	1				
	薬物と薬物療法	2				
	疾病と治療Ⅰ	1				
	疾病と治療Ⅱ	2				
	疾病と治療Ⅲ	2				
	公衆衛生学	2				
	医療統計学演習	1				
	健康福祉社会とグローバル化 地域における健康増進	2				
	小計(13科目)	22	0	0		
専門教育科目	基礎看護学	看護学原論	2			
		健康教育と看護倫理	2			
		看護と人間関係	2			
		看護の基礎技術	2			
		基礎看護技術Ⅰ	1			
		基礎看護技術Ⅱ	1			
		フィジカルアセスメント	1			
		基礎看護学実習Ⅰ	1			
		基礎看護学実習Ⅱ	2			
	小計(9科目)	14	0	0		
	成人看護学	成人看護学概論Ⅰ(急性期)	2			
		成人看護学概論Ⅱ(慢性期)	2			
		成人急性期の看護方法	1			
成人慢性期の看護方法		1				
成人看護学実習Ⅰ		3				
成人看護学実習Ⅱ	3					
小計(6科目)	12	0	0			
老年看護学	老年看護学概論	2				
	老年看護活動/援助論	1				
	老年看護学演習	1				
	老年看護学実習Ⅰ	2				
	老年看護学実習Ⅱ	2				
小計(5科目)	8	0	0			
小児看護学	小児看護学概論	1				
	小児看護活動/援助論	1				
	小児看護学演習	2				
	小児看護学実習	2				
小計(4科目)	6	0	0			
母性看護学	母性看護学概論	1				
	母性看護活動/援助論	1				
	母性看護学演習	2				
	母性看護学実習	2				
小計(4科目)	6	0	0			

新				旧			
専門教育科目	精神看護学	精神看護学概論	1				
		精神看護活動／援助論	1				
		精神看護学演習	2				
		精神看護学実習	2				
		小計(4科目)	6	0	0		
	在宅看護論	在宅看護学概論	2				
		地域看護と地域包括ケアシステム	2				
		在宅看護活動／援助論	1				
		在宅看護学演習	1				
		在宅看護学実習	2				
	小計(5科目)	8	0	0			
	国際看護学	医療英語	1				
		国際看護学	2				
		英語診療演習	1				
国際看護実習Ⅰ		1					
国際看護実習Ⅱ		1	1				
小計(5科目)	5	1	0				
看護の統合と実践	看護の統合と実践	1					
	看護研究の基礎	2					
	チーム医療と医療安全	1					
	看護マネジメント	1					
	遠隔看護と看護情報	1					
	看護とリハビリテーション	1					
	看護学総合講義	4					
	応用看護演習 OSCE/IBT	1					
	看護学統合実習	2					
小計(9科目)	14	0	0				
合計(90科目)		116	23	0			

別表第8 学 費

入学金	(薬学部)	400,000円
	(看護学部)	300,000円
	(健康医療科学部)	300,000円
	(心理学部)	200,000円
	(国際看護学部)	300,000円

(略)

国際看護学部

費目	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円	1,100,000円
施設拡充費	400,000円	400,000円	400,000円	400,000円

在籍料(休学者)

学部	半期	年間
薬学部	90,000円	180,000円
看護学部	75,000円	150,000円
健康医療科学部	80,000円	160,000円
心理学部	60,000円	120,000円
国際看護学部	75,000円	150,000円

別表第7 学 費

入学金	(薬学部)	400,000円
	(看護学部)	300,000円
	(健康医療科学部)	300,000円
	(心理学部)	200,000円
	(新設)	

(略)

(新設)

在籍料(休学者)

学部	半期	年間
薬学部	90,000円	180,000円
看護学部	75,000円	150,000円
健康医療科学部	80,000円	160,000円
心理学部	60,000円	120,000円
(新設)		

新			旧				
聴講生・科目等履修生・研究生			聴講生・科目等履修生・研究生				
聴講生	登録料	10,000円	聴講生	登録料	10,000円		
	聴講料	1単位につき 6,250円		聴講料	1単位につき 6,250円		
科目等履修生	登録料	10,000円	科目等履修生	登録料	10,000円		
	聴講料	1単位につき 10,000円 *本学卒業生は上記の半額		聴講料	1単位につき 10,000円 *本学卒業生は上記の半額		
研究生	研究指導料	薬学部	300,000円	研究生	研究指導料	薬学部	300,000円
		看護学部	300,000円			看護学部	300,000円
		健康医療科学部	200,000円			健康医療科学部	200,000円
		心理学部	200,000円			心理学部	200,000円
		国際看護学部	300,000円				(新設)
(略)			(略)				
別表第9 進級基準			別表第8 進級基準				
(略)			(略)				
国際看護学部看護学科			(新設)				
進級判定	進級基準	備考					
3年生まで (各学年)	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 実習科目に不合格となった科目がないこと。						
3年生から4年生	(1) 当該学年で修得すべき必修科目のうち、不合格となった科目が3科目以内であること。 (2) 臨地実習科目に合格していること。ただし、特別な理由により臨地実習をできなかった場合を除く。						
別表第10 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準			別表第9 追試験として認められる事由、必要書類、追試験料及び評価基準				
(略)			(略)				
別表第11 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準			別表第10 再試験として認められる対象者、条件、再試験料及び評価基準				
(略)			(略)				
国際看護学部看護学科			(新設)				
対象者	条件	再試験料	評価基準	備考			
全学年	(1) 大学が定める期限までに必要な学費を全額納入している。 (2) 定期試験等を受験し、必修科目が不合格となっている。(科目数の制限なし) (3) 当該科目の授業の出席が3分の2を超えている。	1,000円	60点満点				

教授会運営細則

平成10年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この細則は、医療創生大学学則（昭和62年4月1日。以下「学則」という。）第10条第5項に基づき、教授会の運営について定めるものとする。

(教授会構成員外の出席)

第2条 学部長は、必要に応じて教職員を教授会に出席させ、必要な報告をさせることができる。

(学長の出席と発言)

第3条 学長は、随時教授会に出席し、発言することができる。

(教授会の開催)

第4条 教授会は、原則として毎月1回開催する。

2 学部長が必要と認めるとき、又は教授会構成員の3分の1以上の者から、会議に付議すべき議案を示した請求があるときは、学部長は、速やかに教授会を開催しなければならない。

3 前項の場合、教授会は、当該議案に限り審議する。

(成立)

第5条 教授会は、その構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 第7条第1項第5号に関する審議を行うときは、その構成員を教授のみとし、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 公務出張中又は病欠及び休職中の構成員は、定員数から除くものとする。

(議長の代理、仮議長)

第6条 議長に支障があるときは、学部長補佐がその職務を代理し、学部長及び学部長補佐とともに支障があるときは、当該学部の学科主任のうちからあらかじめ議長の指名した者が議長代理としてその職務を行う。

2 議長及び議長代理とともに支障があるときは、教授会は、仮議長を選出し、議長の職務を行わせる。

(学長が定める教育研究に関する重要な事項等)

第7条 教授会は、学則第11条第1項第3号に基づき、次の各号に定める事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。この場合、教授会の意見を参酌して学長が決定するものとする。

(1) 教育課程に関する事項

(2) 休学、退学に関する事項

(3) 学生補導、賞罰に関する事項

(4) 学則に関する事項

(5) 教員の人事に関する事項

(6) 学則第9条各号その他の学長からの諮問に関する事項

2 教授会は、学則第11条第2項に基づき、次の各号に定める事項について審議する。

(1) 授業運営に関する事項

(2) 試験その他の評価に関する事項

(3) 学生の履修及び単位認定に関する事項

(4) 進級、卒業基準に関する事項

(5) 教員の人事に係る業績の審査基準に関する事項

(6) 学部長選考に係る選挙管理委員会に関する事項

(7) 学部運営に係る委員会に関する事項

(8) その他教授会が必要と認める事項

(議案及び報告事項)

第8条 教授会に付議すべき議案の発議及び報告は、議長がこれを行う。

2 第10条に定める教授会運営委員会を置くときは、議長は、教授会に付議すべき議案をあらかじめそれに諮らなければならない。

3 教授会構成員の10分の1以上の者が共同で付議すべき事項を発議したときは、議長はこれを議案として上程しなければならない。

4 議長は、教授会構成員から緊急の発議のあったときは、これを採択することができる。

(議決)

第9条 議事は、教授会出席者の過半数の賛成をもってこれを決する。ただし、第7条第1項第5号に関する審議を行うときは、対象者が2名のときは、教授会出席者の過半数、対象者が1名のときは、教授会出席者の3

分の2以上の同意を必要とする。

- 2 議長は、議決に加わることはできない。
- 3 議長は、議決方法について挙手、投票等の議決方法を提案し、教授会の了承を経て、議決する。
- 4 議決の結果、可否同数の場合は、議長の決するところとする。
(教授会運営委員会)

第10条 教授会は、教授会を円滑に運営するため、教授会運営委員会を置くことができる。

- 2 教授会運営委員会の組織、運営は、次のとおりとする。
 - (1) 教授会運営委員会は、学部長、学部長補佐及び各学科主任をもって組織する。
 - (2) 学部長が必要と認めたときは、前号以外の当該学部の教員及び職員を同委員会に出席させることができる。
 - (3) 教授会運営委員会は、学部長が招集する。
 - (4) 教授会運営委員会の議長は、学部長がこれを行う。
 - (5) 学部長に支障があるときは、第6条に定める議長代理がこれを行う。
(各種委員会の設置)

第11条 学則第10条第4項に基づき、教授会は、教授会運営委員会のほか、各種の委員会を置くことができる。ただし、教員の採用・昇格にかかわる事項については、教員人事選考委員会を置かなければならない。

- 2 各種委員会の組織及び運営については、教授会がこれを定める。
(学科会議)

第12条 教授会は、学科の運営を円滑にするため、学科会議を設ける。

- 2 学科会議は、学科所属の専任教員をもって組織する。
- 3 学科会議は、学科主任がこれを招集する。
- 4 学科会議の議長は、学科主任がこれを行う。
- 5 学科主任に支障があるときは、あらかじめ学科主任が指名した者がこれを行う。
(議事録)

第13条 教授会の議長は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、教授会構成員からその内容の確認を受けなければならない。
- 3 議事録は、教授会構成員からその内容の確認を受けた後、学部長及び学科主任が署名、押印する。
(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、必要事項は、各学部教授会で定める。

(改廃)

第15条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日)

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月1日)

この細則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

教 員 名 簿

国際看護学部看護学科

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
一	学長	シタニ タカヨシ 新谷 幸義 <令和2年4月>		医学士		医療法人社団 葵会 理事長※ (昭和53年2月) 学校法人医療創生大学 理事長※ (平成31年4月) 葵会仙台看護専門学校 学校長※ (平成31年4月) 学校法人AOI国際学院 理事※ (令和元年8月)

別記様式第3号(その2の1)

教 員 の 氏 名 等													
(国際看護学部看護学科)													
調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の 職務に従事 する週当たり 平均日数
1	専	教授 (学部長)	カガチ カヤス 川口 孝泰 <令和3年4月>		博士 (工学)		フレッシュアーズセミナー コンピュータリテラシー 統計のしくみ 情報演習 医療統計学演習 看護学原論 健康教育と看護倫理 看護研究の基礎 遠隔看護と看護情報 看護学総合講義	1前 1前 1前 1前 1後 1前 1後 4前 4後 4後	2 1 2 1 1 2 2 1 1 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		東京情報大学 看護学部 教授 (平29.4)	5日
2	専	教授	ヤマサキ ヨシジ 山崎 洋次 <令和3年4月>		医学博士		フレッシュアーズセミナー 生命の科学 疾病と治療Ⅰ 疾病と治療Ⅱ 疾病と治療Ⅲ 看護学総合講義	1前 1前 1後 2前 2後 4後	2 2 1 2 2 4	1 1 1 1 1 1		葵会柏看護専門学校 学校長 (令2.4)	5日
3	専	教授	スーディ カサギ カサヨ スーディ 神崎 和代 <令和3年4月>		博士 (ヒューマ ン・ケア科 学)		フレッシュアーズセミナー 在宅看護学概論 在宅看護学実習 医療英語 英語診療演習 国際看護実習Ⅰ 国際看護実習Ⅱ 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 3前・後 3前 3前 3前・後 4前 4後 4前 4前・後	2 2 2 1 1 1 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		医療創生大学 看護学部 教授 (平29.4)	5日
4	専	教授	ハシ キョウコ 橋野 恭子 <令和3年4月>		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 母性看護活動/援助論 母性看護学演習 母性看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後	1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1		葵会柏看護専門学校 副学校長 (令2.4)	5日
5	専	教授	レンデンマン ミチコ レンデンマン 美智子 <令和3年4月>		Doctor of Philosophy in Nursing Science (米国)		フレッシュアーズセミナー 小児看護学概論 小児看護活動/援助論 小児看護学実習 医療英語 英語診療演習 国際看護実習Ⅰ 国際看護実習Ⅱ 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 2後 3前・後 3前 3前 3前・後 4前 4後 4前 4前・後	2 2 1 2 1 1 1 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		医療創生大学 看護学部 教授 (平29.4)	5日
6	専	教授	ヨシカ ヨシジ 吉岡 洋治 <令和3年4月>		博士 (医学)		フレッシュアーズセミナー 公衆衛生学 地域における健康増進 在宅看護学実習 看護学総合講義	1前 2前 1後 3前・後 4後	2 2 1 2 4	1 1 1 1 1		東京情報大学 看護学部 教授 (平29.4)	5日
7	専	教授	ヤギハシ リュウヤ 楊 箒 隆哉 <令和5年4月>		医学博士		フレッシュアーズセミナー 人体の構造と機能Ⅲ 人体の構造と機能Ⅳ こころとからだの探求 薬物と薬物療法 看護研究の基礎 看護学総合講義	1前 1後 1後 1後 2前 4前 4後	2 2 2 1 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1		医療創生大学 健康医療科学部 教授 (平30.4)	5日
	兼 担	教授	ヤギハシ リュウヤ 楊 箒 隆哉 <令和3年4月>			フレッシュアーズセミナー 人体の構造と機能Ⅲ 人体の構造と機能Ⅳ こころとからだの探求 薬物と薬物療法	1前 1後 1後 1後 2前	2 2 2 1 2	1 1 1 1 1				
8	専	教授	フクシマ オサム 福島 統 <令和3年4月>		医学博士		フレッシュアーズセミナー 人体の構造と機能Ⅰ 人体の構造と機能Ⅱ 看護学総合講義	1前 1前 1前 4後	2 2 2 4	1 1 1 1		東京慈恵医科大学 教授 (昭60.4)	5日
9	専	教授	アマガイ マナミ 天谷 真奈美 <令和3年4月>		博士 (看護学)		フレッシュアーズセミナー 精神看護学概論 精神看護活動/援助論 精神看護学演習 精神看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 2後 3前 3前・3後 4前 4前・4後	2 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1		医療創生大学 看護学部 客員教授 (令2.4)	5日
10	専	教授	フルヤ カユリ 古谷 佳由理 <令和3年4月>		博士 (看護学)		フレッシュアーズセミナー 小児看護学概論 小児看護学演習 小児看護学実習 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 3前 3前・後 4後 4前 4前・後	2 2 1 2 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1		埼玉県立大学 保健医療福祉学部 教授 (平11.4)	5日

別記様式第3号(その2の1)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担当 単 位 数	年間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の 職務に従事 する週当たり 平均日数
11	専	教授	ナカムラ マキ 中村 摩紀 <令和5年4月>		看護学修士		フレッシュャーズセミナー 老年看護学概論 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ 看護マネージメント 看護とリハビリテーション 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 3前・後 3前・後 4前 4後 4後 4前・後	2 2 2 2 1 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1	茨城県立医療大学 保健医療学部 准教授 (平17.9)	5日	
	兼任	講師	ナカムラ マキ 中村 摩紀 <令和3年4月>				フレッシュャーズセミナー 老年看護学概論	1前 2前	2 2	1 1	1 1	茨城県立医療大学 保健医療学部 准教授 (平17.9)	—
12	専	教授	マエダ タカ 前田 隆子 <令和3年4月>		博士 (ヒューマン・ケア科 学)		フレッシュャーズセミナー 成人看護学概論Ⅰ(急性期) 成人急性期の看護方法 成人看護学実習Ⅰ チーム医療と医療安全 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 3前 3前・後 4前 4後 4前 4前・後	2 2 1 3 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1	聖徳大学 看護学部 講師 (平29.4)	5日	
13	専	教授	セト アイコ 瀬戸 愛子 <令和4年4月>		修士 (看護学)		フレッシュャーズセミナー 母性看護学概論 母性看護学演習 母性看護学実習 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2前 3前 3前・後 4後 4前 4前・後	2 2 1 2 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1	医療創生大学 看護学部 講師 (平28.4)	5日	
	兼任	講師	セト アイコ 瀬戸 愛子 <令和3年4月>				フレッシュャーズセミナー	1前	2	1	1	—	
14	専	教授	カシイ ヨシミ 葛西 好美 <令和3年4月>		博士 (医学)		フレッシュャーズセミナー 地域看護と地域包括ケアシステム 在宅看護活動/援助論 在宅看護学演習 在宅看護学実習 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2後 2後 3前 3前・後 4後 4前 4前・後	2 2 1 1 2 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1	東京情報大学 看護学部 准教授 (平29.4)	5日	
15	専	教授	ヒカノ カチ 日向野 香織 <令和3年4月>		修士 (看護科学)		フレッシュャーズセミナー 成人看護学概論Ⅱ(慢性期) 成人慢性期の看護方法 成人看護学実習Ⅱ 看護の統合と実践 看護学総合講義 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前 2後 3前 3前・後 4前 4後 4前 4前・後	2 2 1 3 1 4 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1	つくば国際大学 医療保健学部 講師 (平25.4)	5日	
16	専	准教授	サキモト ケイコ 杉本 敬子 <令和3年4月>		博士 (看護学)		国際看護学 国際看護実習Ⅰ 国際看護実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	3前 3前・後 4前 4前 4前・後	2 1 1 1 2	1 1 1 1 1	筑波大学 医学医療系 助教 (平25.1)	5日	
17	専	准教授	ハシモト トモミ 橋本 友美 <令和3年4月>		博士 (看護学)		精神看護学概論 精神看護活動/援助論 精神看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	2前 2後 3前・後 4前 4前・後	2 1 2 1 2	1 1 1 1 1	元 神戸市看護大学 看護学部 助教 (平26.3まで)	5日	
18	専	准教授	タカハシ ミチアキ 高橋 道明 <令和3年4月>		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人慢性期の看護方法 成人看護学実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 3前 3前・後 4前 4前・後	1 2 1 3 1 2	1 1 1 1 1 1	元 亀田医療大学 看護学部 助教 (平30.3まで)	5日	
19	専	准教授	オザワ リコ 小澤 典子 <令和3年4月>		博士 (看護科学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 小児看護活動/援助論 小児看護学演習 小児看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後	1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1	筑波大学 医学医療系 助教 (平30.3)	5日	
20	専	准教授	イクラ アツミ 飯倉 充美 <令和3年4月>		修士 (看護学)		看護と人間関係 看護の基礎技術 フィジカルアセスメント 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 看護マネージメント 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	2前 1前 2後 1前・後 2前・後 4前 4前 4前・後	2 2 1 1 2 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1	帝京科学大学 医療科学部 特任助教 (平31.4)	5日	

別記様式第3号(その2の1)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の 職務に従事 する週当たり 平均日数
21	専	准教授	タカダ ダイスケ 高田 大輔 <令和3年4月>		博士 (ヒューマ ン・ケア科 学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 老年看護活動/援助論 老年看護学演習 老年看護学実習Ⅰ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後		1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1	帝京科学大学 医療科学部 講師 (平24.4)	5日
22	専	准教授	イトウ ショウキ 伊藤 嘉章 <令和3年4月>		修士 (看護科学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人急性期の看護方法 成人看護学実習Ⅰ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 3前 3前・後 4前 4前・後		1 2 1 3 1 2	1 1 1 1 1 1	東京情報大学 看護学部 助教 (平29.4)	5日
23	専	准教授	キムラ ナオ 木村 奈緒 <令和3年4月>		修士 (保健学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 老年看護活動/援助論 老年看護学演習 老年看護学実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後		1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1	医療創生大学 看護学部 助教 (平28.4)	5日
24	専	講師	イハラ ユキ 岩原 由香 <令和3年4月>		博士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 在宅看護活動/援助論 在宅看護学演習 在宅看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後		1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1	元 足立区社会福祉 協議会 介護支援専門員 (平24.3まで)	5日
25	専	講師	サカエ ユミ 寒河江 優美子 <令和3年4月>		修士 (医科学)		基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1後 2前 1前・後 2前・後 4前 4前・後		1 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1	小澤高等看護学院 看護学科 専任教員 (平26.4)	5日
26	専	講師	スズキ ユキコ 鈴木 由紀子 <令和3年4月>		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 成人急性期の看護方法 成人慢性期の看護方法 成人看護学実習Ⅰ 成人看護学実習Ⅱ 英語診療演習 国際看護実習Ⅰ 国際看護実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 3前 3前 3前・後 3前・後 3前 3前・後 4前 4前 4前・後		1 2 1 1 3 3 1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	了徳寺大学 健康科学部 助教 (令1.9)	5日
27	専	助教	シマ ヒカリ 寫 ひかり <令和3年4月>		修士 (看護学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 老年看護学実習Ⅰ 老年看護学実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 3前・後 3前・後 4前 4前・後		1 2 2 2 1 2	1 1 1 1 1 1	国立がん研究セン ター東病院 看護師 (平29.4)	5日
28	専	助教	サトウ オトリイ 佐藤 鳳玲 <令和3年4月>		修士 (看護学)		中国語1 中国語2 基礎看護技術Ⅰ 基礎看護技術Ⅱ 基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 英語診療演習 国際看護実習Ⅰ 国際看護実習Ⅱ 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	2前 2後 1後 2前 1前・後 2前・後 3前 3前・後 4前 4前 4前・後		1 1 1 1 1 2 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	元 千葉西総合病院 医療通訳 (平29.10まで)	5日
29	専	助教	シバタ カズヒロ 柴田 和宏 <令和3年4月>		修士 (健康科学)		基礎看護学実習Ⅰ 基礎看護学実習Ⅱ 精神看護活動/援助論 精神看護学演習 精神看護学実習 応用看護演習OSCE/IBT 看護学統合実習	1前・後 2前・後 2後 3前 3前・後 4前 4前・後		1 2 1 1 2 1 2	1 1 1 1 1 1 1	元 西新井看護専門 学校 看護教員 (令1.12まで)	5日
30	兼任	教授	クゴ タカユキ 久呉 高之 <令和3年4月>		文学修士※		日本語リテラシー 哲学の世界 倫理学の世界	1前 1前 1後		1 2 2	1 1 1	医療創生大学 教養学部 教授 (平3.4)	—

別記様式第3号(その2の1)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千 円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の 職務に従事 する週当たり 平均日数
31	兼任	教授	コイケ ヒサエ 小池 久恵 <令和3年4月>		文学修士※		日本語リテラシー 英語A1 英語A2 英語B1 英語B2 英語C1 英語C2	1前 1後 2前 2後		1 1 1 1	1 1 1 1	医療創生大学 心理学部 教授 (平16.4)	—
32	兼任	教授	ウメムラ カズユキ 梅村 一之 <令和3年4月>		博士 (工学)		自然科学のあゆみ	1前		2	1	医療創生大学 薬学部 教授 (平2.4)	—
33	兼任	教授	テイモシー クック テイモシー クック <令和3年4月>		Ph. D. in Communication Studies (米国)		英語A1 英語A2 英語C1 英語C2	1前 1後 2前 2後		1 1 1 1	1 1 1 1	医療創生大学 教養学部 教授 (平30.4)	—
34	兼任	教授	イガラシ コウイチ 五十嵐 幸一 <令和3年4月>		体育学修士		健康の科学 健康・スポーツ1 健康・スポーツ2	1前 1前 1後		2 1 1	1 1 1	医療創生大学 教養学部 教授 (平5.4)	—
35	兼任	教授	カンノ マサシ 菅野 昌史 <令和3年4月>		法学修士※		法学入門 社会学入門	1後 1後		2 2	1 1	医療創生大学 教養学部 教授 (平17.4)	—
36	兼任	准教授	キム セファン 金 世煥 <令和4年4月>		博士 (商学)		韓国語1 韓国語2	2前 2後		1 1	1 1	医療創生大学 地域連携センター 教授 (平27.4)	—
37	兼任	准教授	タカシマ ミドリ 高島 翠 <令和3年4月>		博士 (心理学)		心理学概論	1前		2	1	医療創生大学 心理学部 准教授 (平26.4)	—
38	兼任	助教	ササキ ミチナオ 佐々木 充直 <令和4年4月>		修士 (地域政策)		健康福祉社会とグローバル化	2後		2	1	医療創生大学 健康医療科学部 助教 (平31.4)	—
39	兼任	講師	ノムラ ミツヨシ 野村 光義 <令和3年9月>		修士 (学術) ※		世界の歴史と文化	1後		2	1	医療創生大学 非常勤講師 (平31.4)	—
40	兼任	講師	マツモト アサコ 松本 麻子 <令和3年4月>		博士 (文学)		日本語リテラシー	1前		1	1	聖徳大学 文学部 教授 (令2.4)	—
41	兼任	講師	スズキ ヒデオ 鈴木 秀生 <令和3年4月>		学士 (体育学)		健康の科学 健康・スポーツ1 健康・スポーツ2	1前 1前 1後		2 1 1	1 1 1	江戸川大学 社会学部 准教授 (平23.4)	—

国際看護学部看護学科 専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	0人	0人	0人	2人	2人	3人	4人	11人	
	修 士	0人	0人	1人	2人	0人	0人	1人	4人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大 学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
准教授	博 士	0人	0人	3人	1人	0人	0人	0人	4人	
	修 士	0人	2人	2人	0人	0人	0人	0人	4人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大 学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
講 師	博 士	0人	0人	0人	0人	1人	0人	0人	1人	
	修 士	0人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	2人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大 学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
助 教	博 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	修 士	0人	0人	0人	3人	0人	0人	0人	3人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大 学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
合 計	博 士	0人	0人	3人	3人	3人	3人	4人	16人	
	修 士	0人	2人	3人	7人	0人	0人	1人	13人	
	学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	短期大 学 士	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	その他	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	